# 第25回西和賀町議会予算審査特別委員会

#### 令和5年3月9日(木)

午前 9時30分 開 会 委員長 皆さん、おはようございます。今定例会 で予算審査特別委員会の委員長となりました柳 沢安雄でございます。副委員長、委員各位、町 当局のご協力をいただきながら委員会を進めて まいりたいと思いますので、よろしくお願いい たします。

本日の出席委員数は全員であります。会議は成立しております。

内記町長から提出されております説明員は、 着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省 略いたします。

ただいまから令和5年度西和賀町各会計予算 についての予算審査の特別委員会を開会いたし ます。

本委員会に付託されております議案は、議案 第21号から議案第29号までの令和5年度各会計 当初予算案の9議案であります。

審査は、本会議において指示されております 日程で終了したいと思いますので、よろしくお 願いいたします。本日より15日までの審査日程 で会議を開きたいと思います。

なお、委員会においては質疑の回数制限はありませんので、許可を得て十分質疑をしていただきたいと思いますが、質問者及び答弁者はそれぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いをいたします。

また、質問者にお願いしますが、あくまでも 予算に対する審査ですので、一般質問のような 質問は差し控えていただきたいと思います。

本日は、総務課、ふるさと振興課、町民課、 企画課、観光商工課の審査を、10日は健康福祉 課、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振 興課、さわうち病院の審査を、13日は学務課、 生涯学習課、建設課、上下水道課の審査を、15日 は総括的な質疑を行いたいと思います。

なお、会計課においては総括的な質疑の中に 含めて行いたいと思いますが、これにご異議あ りませんか。

#### (異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、そのように審査を進め ます。

あらかじめ申し上げておきますが、15日に予定の総括質疑にあっては、会計課に関する質疑、 複数の款に関係する質疑、複数の会計に関係す る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許す こととしますので、これにご協力をお願いいた します。

また、審査に当たっては、審査対象課が所管 する課ごとの抜粋された予算書と予算説明書を 使用して審査を行います。

なお、歳入に関わる質疑については、歳出の 事業に関連して質問していただくようお願いい たします。

委員各位も質問する内容についてはあらかじ め調べておられることと思いますが、審査を行 う前に担当課長から所管する事業や、それに付 随する財源等の歳入予算について、また新規事 業や重点事業などがあれば簡潔に説明していた だきたいと思います。

なお、予算審査特別委員会においては原則課 長代理級まで答弁できることとしますが、その 場合課長代理が挙手をし、委員長の指名を受け てから発言することとしたいと思います。

それでは、日程に従い、本日の審査を始めま す。

初めに、総務課の審査を行います。総務課が

所管する一般会計、2款総務費、4款衛生費、 9款消防費及び13款諸支出金ですが、審査を行 う前に総務課長から事業の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 おはようございます。令和5年度当初 予算審査、よろしくお願いします。予算説明の 前に総務課の出席職員を紹介します。私の左側 になりますが、課長代理、高橋和哉、主査、高 橋毅、主査、佐々木一成、次に右側になります が、課長代理、小松睦美、主査、小川幸、主査、 三浦美穂、最後に総務課長の高橋三智昭です。 よろしくお願いします。

それでは、私のほうから総務課、選挙管理委員会事務局に係る令和5年度当初予算の概要について、資料として配付しております令和5年度一般会計予算歳入歳出明細書の総務課、選挙管理委員会事務局に基づき説明いたします。

初めに、総務課分の歳出について説明いたします。歳入歳出明細書の3ページからになります。総務課所管予算については、経常的な経費が主なものとなります。前年度から内容や金額が大きく変わった部分について説明いたします。

2款1項1目一般管理費、総務事務費については、5ページになりますが、12節委託料に電子入札システム導入支援業務委託料192万5,000円、13節使用料及び賃借料に電子入札コアシステム賃借料52万3,000円、電子入札システム使用料184万8,000円を計上しています。電子入札システムについては、北上市及び花巻市では既に導入、運用しておりますが、令和5年度に西和賀町、金ケ崎町、遠野市、一関市の4市町が連携を図りながら電子入札システムを導入しようとするものです。

6ページ、2款1項5目財産管理費342万4,000円の増額は、湯田庁舎等管理費の7ページ、14節工事請負費、旧下前分校石碑移設工事及び湯本家屋解体工事198万1,000円及び公用車管理費(湯田)、17節備品購入費、公用車1台の更新費用220万5,000円の増によるものです。

6ページ、湯田庁舎等管理費、10節需用費の 修繕料60万円は、旧越中畑小学校屋根雨漏り修 繕が主なものであります。

7ページ、公用車管理費(湯田)、10節需用費の修繕料66万9,000円は、公用車4台分の車検修繕料が主なものです。

8ページ、6目企画費585万8,000円の減額は、 令和4年度の行政手続オンライン化業務委託料 875万5,000円の減によるものです。

9ページ、9款1項1目非常備消防費140万7,000円の減額は、消防団及び婦人消防協力隊 事業の令和4年度実績等を踏まえた報酬及び謝金の減が主なものとなります。

10ページ、消防設備管理費の10節需用費の修繕料167万円は、消防車両13台分の車検修繕料となります。

11ページ、2目常備消防費2,300万1,000円の 増額は、北上地区消防組合分賦金の増によるも のです。

3目消防施設費1,038万1,000円の減額は、令和4年度の小型動力ポンプ付積載車購入事業1,082万1,000円の減によるものです。消防施設管理費の10節需用費の修繕料10万円は、消防屯所等の一般修繕費用を見込むものです。

4目防災対策費70万2,000円の減額は、令和4年度の災害時用毛布クリーニング・リパック手数料82万5,000円の減が主なものになります。

次に、選挙管理委員会事務局分の歳出について説明いたします。14ページをお開きください。令和4年度においては、参議院議員通常選挙が執行されましたが、本年度は14ページ、2款4項3目知事、県議会議員選挙費1,369万3,000円及び15ページ、4目町議会議員選挙費1,932万5,000円の選挙執行経費をそれぞれ計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。歳入 についても、前年度から内容、金額等が変わっ た部分について説明いたします。

2ページをお開きください。23款町債、消防

債については、令和4年度の小型動力ポンプ付 積載車購入事業費が減となったことに伴い廃目 となるものです。

13ページをお開きください。17款3項1目5 節選挙費委託金1,319万8,000円は、知事・県議 会議員選挙執行委託金であります。

以上で総務課及び選挙管理委員会事務局に係る予算概要の説明を終わりますので、ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

委員長 総務課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、4款衛生費、9款消防費及び13款諸支出金の質疑を一括して行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、1点お聞きしたいと思います。

今課長からも一般管理費の中でご説明いただきましたが、令和5年度電子入札システムを導入する考え方のようでありますが、その導入に向けて、これからどういった形で進めていこうとしているのか、まずその詳細について伺いたいと思います。

# 委員長 総務課長

総務課長 それでは、電子入札システムの導入に 関する内容についてお答えしたいと思います。

まず、令和4年度において実施しております 入札参加資格審査申請受付システムの共同利用 及び審査の共同実施に伴い、事務効率の向上が 図られたことから、同様に連携を行うことで事 務効率を図り、さらには経費の削減等を見込め る事業を導入したいということで、先ほどもお 話ししたとおり北上市及び花巻市で既に導入し ている電子入札システムについて連携を図りな がら導入して、事務効率の向上等を図っていき たいという考え方であります。令和5年度の導 入予定団体については、西和賀町、一関市、遠 野市、金ケ崎町の4団体となっております。

今後の導入までのスケジュールについてです けれども、4月にはシステム導入、入札事務等 の調整、先ほど言いましたように4市町が連携を図りながら進めるということになりますので、4市町で協議を行いながら進めていくことになります。

そして、7月、9月には発注者、受注者の説明会の実施、実証実験等を行い、10月にはシステムの運用を開始したいという考え方で進めていく予定としております。

なお、4市町での協議が必要になりますので、 スケジュールについては今の段階の予定であり ますので、若干前後する可能性があると考えて おります。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 今ご答弁いただいて理解をするところで ありますが、電子入札についてはご承知のとお り、県でも国でももう10年以上前、15年、20年 くらいになるのか、それくらいから電子入札が 実施をされて、私も議員になって、町でもやは り県にいろいろ倣っていくということであれば、 入札も電子入札でというような話もさせていた だきましたが、その折にお話をされたのは、国 あるいは県の入札参加審査に申し込んでいる業 者の方々は、電子入札にすぐ対応できるのだろ うと。でも、町内業者でいくと、そこに参加し ていないような、そういう業者もあって、影響 が少し大きいのではないかというようなことを その当時言われて、現在に至っているのかなと いうふうに思いますが、10月から多分本格運用 ということではなくて、初めは部分的に運用さ れるのかなというふうに思いますが、国あるい は県の格付というか、入札に申し込んでいない、 参加していないような、そういう町内業者に対 するフォローというか、そういったところは十 分に考えているのか、その点についてお伺いし たいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

以前にそういうふうな電子入札の関係でお話

があったということですけれども、その当時に 比較すれば、現在は各事業所さんにおいてもパ ソコンとか、あとはオンラインの環境がかなり 整備されていることと思います。今回システム を導入する場合、既に県とか北上市さんのほう で電子入札に対応している事業所におかれまし ては、そのまま今の状態のものを使用して、町 のほうにも参加できるというふうな状況になっ ております。

あと、そういうふうな県とかのほうに電子入 札で参加していない事業者に関しては、やはり 町として電子入札を行っていくというような説 明をきちんとしていきたいと思っておりますし、 費用負担の部分についてもパソコンと、あとオ ンラインの環境が整っている場合には電子証明 書の購入とICカードリーダーを準備していた だく必要があるということで、電子証明書につ いては有効期間によって金額が変わってきます けれども、1年物と、あとICカードリーダー を使えば、まず3万円弱というふうな負担にな ると思っておりますし、あと実際に電子入札を 始めるに当たっても、経過措置というふうな意 味合いもありますけれども、紙での対応も一定 期間は対応していく必要があるというふうに考 えております。事業者さんに十分説明して、そ ういうふうな方向で進めていければと思ってお ります。

委員長 淀川豊君。

10番 分かりました。

最後にちょっとお聞きしたいのですが、10月から実施をしたいということですが、電子入札に関わる範囲といいますか、もちろん公共工事については電子入札になろうかというふうに思いますが、例えば業務委託、設計業務であるだとか、町の物品購入だとか除雪機械だとかいろいろあるかと思いますが、構想的にはどの範囲で電子入札をしていきたいと思っているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 現在こちらのほうでスケジュール的に 考えているものですけれども、10月から運用開始ということで、最初は公共工事の部分を行って、順次業務委託、物品購入などの入札にも対応していきたいということで、まず令和5年度においては公共工事の部分で対応して、様子を見ながらといいますか、その経緯を踏まえて拡大していきたいというふうに考えております。

委員長 髙橋和子君。

4番 細かいことを含めて4点お伺いしたいと 思います。

最初は6ページですが、研修等受講料5万円 ということで計上されておりますが、この研修 はどういうものを予定されているのかをお伺い したいと思います。

忘れやすいので、1点ずつお願いしたいと思 いますので、よろしくお願いします。

委員長 小松課長代理。

総務課長代理 おはようございます。研修等受講料の5万円になりますけれども、東京で開催される市町村研修団体、市町村職員中央研修所主催の研修に参加するための負担金になります。

(人数の声)

総務課長代理 人数といいますか、1万円を5回 分ということで、5万円の予算をいただきたい と思っておりました。

委員長 髙橋和子君。

4番 5万円だから、それほどの人数ではない と思いますが、5回といっても1人が5回なの か、また……

(5人分の声)

4番 5人分だと思うけれども、1人で受ける のか、何人か派遣するのか。決まっていなけれ ば決まっていないでいいです。

委員長 小松課長代理。

総務課長代理 同じ職員ということではなくて、 1回1万円ほどの負担金がかかりますので、5 人分ということになります。旅費のほうは、ま た旅費のほうから出しますので、これは受講料 というか、負担金ということになります。

委員長 髙橋和子君。

4番 最近コロナで、そういった講習とか研修 はなかなか困難だったろうと思って、そろそろ そういった時期かなと思ってお伺いしたところ です。

その次に、9ページの非常備消防のところで ございますけれども、報酬、団員とかというこ とで金額が出されておりますが、ここに出され ております報酬の部分の人数は何人になってい るのか。

それと、いろいろお伺いしますと、こういう 高齢の町ですから、団員が不足するという大変 困難な消防団活動になっているのではないかな と思いますが、そういった団員の現在のところ での動向、そして婦人消防隊員の状況などをお 伺いしたいなと思います。

## 委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

消防団員の報酬、実際の消防団員数については消防団員が298人、機能別41人、計339人ということで予算化をしております。これについては、消防団及び機能別とも現有に5人ずつプラスして、新たな団員を確保しという趣旨も踏まえまして、合わせて10人分プラスして予算化しているものであります。

あと、婦人消防協力隊についてですけれども、こちらは消防団と同様に、なかなか活動に参加していただける方、コロナの関係もありまして、全体的に活動自体が縮小されてきておりましたので、今後コロナが落ち着くということ前提で婦人消防協力隊の活動についても活発化が図れるように行っていきたいと考えております。

# 委員長 髙橋和子君。

4番 ありがとうございます。

その次に、10ページに、あまり細かいことで すみませんけれども、ホース。ホースというの は、耐用年数は何年ぐらいになると見ておられ ますか。 委員長 総務課長。

総務課長 すみません。耐用年数について、今こ ちらで資料がありませんので、ちょっと確認す る時間をいただければと思います。

委員長 髙橋和子君。

4番 変な聞き方で申し訳ないです。なぜ聞いたかといいますと、相当な数のホースが常備されているわけですが、耐用年数があったりして、一度に切れてきたりしますと、いざというときに役立たないとすれば、やはり計画的にこの地域とかこの地域とか、そういった予算化が必要になってきたりしているのかなと思ってお伺いしたところです。

では、この点はそれで終わりますが、最後ですが、12ページで岩手県の防災へりの負担金がございます。この負担金の考え方としましては、70万1,000円ということでございますけれども、これはやはりそれぞれ負担を課するにはそういった計算、何回とかそういったことがあるのではないかなと思いますが、この場合はそういったことではないことでしょうか。

#### 委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 今質問のございました防災へりの 負担金という部分でございますが、岩手県内の 市町村全てでお金を出し合って、岩手県の防災 へり「ひめかみ」を運用しているということに なっております。そういった部分で必要な経費 とか隊員のお給料の部分、そういったものも含 めたもので全市町村に割り振られているという ことになっています。

#### 委員長 髙橋和子君。

4番 そうすると、数多く出動したときは、それにプラスされてくるような状況なのでしょうか。今のご説明は、基本的な維持のための経費ということですね。

# 委員長 高橋課長代理。

総務課長代理 防災ヘリコプターの負担金については、ある程度の訓練とか出動の分も見込まれているということのようですけれども、最終的

に職員さんの賃金とかそういった部分の増減が 本当に最後の最後のほうで通知が来たりしまし て、最後まで動くような形もあるのですが、ほ ぼこの金額で確定しているというような状況で あります。

委員長 刈田敏君。

1番 おはようございます。私からは、歳入歳 出明細書の2ページと7ページの旧下前の移転 に関することなのですけれども、この詳細をお 伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 旧下前分校石碑移設工事の内容についてお答えいたします。

これについては、岩手県が用水路改修事業を 行うため、旧下前分校の学校用地の一部を取得 する必要があり、当該用地にある石碑を移設す るものであります。

なお、移設工事に係る費用については、岩手 県より補償費として支払われますので、それを 雑入の17万4,000円という形で補償費を見込ん でいるものであります。

委員長 刈田敏君。

1番 金額的にかなり幅があるのです。あと、 持ち出しになるわけですか。

あと、移転する場所というのは、特段今回の 工事に関わらないところに寄せるということで よろしいですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

工事請負費が2件で金額を表示している関係で、はっきり旧下前分校石碑移設工事費が幾らというのがありませんけれども、この工事に関しては、県の補償費で賄うという考え方ですので、一般財源等の持ち出しはないということになります。

あと、石碑の移設先ですけれども、これについては地域等で話合いをして、その移設先を決めて対応するということになっておりますので、町としては特段直接は関わらないということに

なります。

委員長 刈田敏君。

1番 この際、湯本家屋解体工事の内容についてもお伺いいたします。

委員長 総務課長。

総務課長 湯本家屋解体工事についてお答えいたします。

これについては、平成30年に負担付寄附採納を受けております湯本家屋について、老朽化が進み、倒壊の危険や強風等により周辺に被害を及ぼすような状況になっていることから解体をするものであります。これについては、寄附をされた方に解体することに関しての了解を得ているものであります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 詳細については、かなりいろいろあると 思うのですけれども、こういう工事は空き家等 のとはまた別件だと思いますけれども、寄附に よるという、その辺のお金の回し方をお伺いい たします。

委員長 総務課長。

総務課長 すみません。説明が足りなくて申し訳 ございません。

湯本家屋につきましては、負担付寄附ということで平成30年に議決をいただいたものであります。内容としては、建物、木造2階建て、あと土地2筆、それと現金130万円ということで、この130万円については解体費用相当分として寄附をいただいたものであります。

寄附をする際の条件としましては、土地及び 建物は寄附後も寄附者の使用中は無償で使用で きる、現金は建物の解体費用に充てることとい うふうな条件がついております。その関係で寄 附を受ける際に解体費用分も寄附いただいてい るということで、今回は町のほうで、当時、平 成30年のときの解体工事の見積りを基に金額を 出していたものですので、今回実際に結構年数 もたっておりますので、解体の工事費は若干増 えますけれども、そのような形での対応となり ます。

委員長 刈田敏君。

【番 特殊な例という形でありますけれども、これはやっぱり今後のいろいろな面で影響もあると思うのですけれども、要は解体分も寄附されたけれども、町としてはそれ以上にかかる分は持ち出しして解体する、あとは土地はもらうということでありますけれども、こういう事例というのは今後なかなか大変な状況にもなり得ると思うのですけれども、今回の流れといいますか、それは議会のほうでも承認したことですけれども、今後に関してはどういう考え方でいかれるわけですか。

#### 委員長 副町長。

副町長 そのときの総務課長でありましたので、 説明をしたいなというふうに思います。その際、 土地の場所が町として活用できるかどうかとい う判断も持って、そしてまず解体分もその当時 の部分でありましたけれども、適正な額という ことで判断して、町とすれば、あの場所という ことがあって受け入れたということで、議会の 皆さん方の議決をいただいて受け入れたという 形で思っていました。今後も町が必要とする土 地という部分も含めて幅広の中で、そういう部 分があった場合については検討した上で判断し ていきたいというふうに思ってございます。

#### 委員長 刈田敏君。

1番 町も活用できるということで、大分時間 たったのですけれども、遅れた理由というのは 何かあったのですか。

## 委員長 副町長。

副町長 その際、受け入れる際の条件といいますか、基本的に所有者の方が健在なうちは、そのままいたいという意向もありました。今回所有者の方はまだ健在でございますけれども、使用の部分と、戻ってといいますか、いろんな部分での使用というのはあと見込めないということのお話があったりしましたので、そういう部分

をやり取りしながら、今回の判断と、解体の判断という形になったということでございます。 以上でございます。

委員長 深澤重勝君。

7番 今のこの問題で、表示の問題でふと思ったのですが、工事請負費で198万1,000円、そうすると下前分校の石碑の分は県のほうから出るということだったので、そうすると湯本の家屋分の解体費が198万1,000円ということですか。これ一緒に表示したという、その心はどういうことですか。

委員長 総務課長。

総務課長 予算書の表示の仕方についてのご質問と思いますけれども、従来工事請負費については個々の金額を示さないで、工事請負費全体として幾らというふうな表示の仕方をこれまでもしてきております。それは入札に関係する案件とか、そういうふうな部分がありますので、工事費を件名ごとに出すということは行っていないということであります。なので、今回旧下前分校と湯本家屋の解体を合わせての金額の表示になっております。

以上です。

委員長 保留になっていた件で、髙橋和子君の答 弁をお願いいたします。

総務課長。

総務課長 先ほどの髙橋和子委員からの質問、ホースの耐用年数についてお答えしたいと思います。

ホースの耐用年数について、ほとんど使わない状態であれば10年、そして使い方によっては、耐用年数とは言いつつも使用期限、使用の状況によっては短くなるので、それは6から7年程度でなかなか使用に耐え難い状態になるのではないかなというふうに考えております。

なお、ホースについては火防点検とか消防団がいろいろ点検をして歩いていただいておりますので、そのホースの状況についても点検結果を報告いただいて、計画どおりといいますか、

順次ホースの更新を図っているということになります。

以上です。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた します。

以上で総務課が所管する一般会計の審査をひ とまず終わりたいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次のふるさと振興課の審査に移るため、 10時半まで休憩いたします。

午前10時17分休憩午前10時30分再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、ふるさと振興課の審査を行います。 ふるさと振興課が所管するのは一般会計、2款 総務費であります。ふるさと振興課長から事業 の説明を求めます。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうから令和5年度当初予算について 説明をさせていただきます。

その前に出席しております当課の職員について紹介させていただきます。皆様の向かって右手のほうから、課長代理の内記良伸です。特命主幹の高橋勉です。こちら、主査の高橋直幸です。同じく主査の高橋良栄です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度当初予算のふるさと振 興課に係る事業について、主なものを説明させ ていただきます。配付しております令和5年度 一般会計予算歳入歳出明細書のほうを御覧いた だきたいと思います。

まず、歳出明細書2ページでございます。2 款1項1目一般管理費は、職員の給与関係とな ります。

2款1項6目企画費、政策推進事務費につきましては、当課の事務的な経費となるものです。

3ページをお開きください。まちなか交流館管理費ですが、まちなか交流館維持管理委託料として165万円、まちなか交流館除雪業務委託料として116万6,000円を計上しております。

地域おこし協力隊招聘事業ですが、令和3年 度からふるさと振興課に所属しております隊員 1名の継続に係る活動経費となります。

4ページに移りまして、18節負担金、補助及び交付金は、協力隊の起業支援補助金交付対象者2名分、200万円を計上しております。

婚活応援事業につきましては、婚活イベントの開催に係る結婚支援業務委託料157万7,000円と、国の交付金事業として創設となっております結婚新生活支援事業費補助金120万円を計上しております。

ふるさと納税推奨事業につきましては、令和5年度は寄附額1億8,000万円を想定し、ふるさと納税推奨業務等委託料として8,280万円を計上しておりますが、内訳といたしましては返礼品に係る報償費5,220万円、返礼品発送等に係る通信運搬費1,620万円を含んだ額としての計上となっております。また、ポータルサイト使用料は、ふるさとチョイス等の使用料1,977万3,000円を計上しているものです。

続きまして、5ページでございます。まち・ひと・しごと創生総合対策事業につきましては、総合戦略推進委員の報酬として11万7,000円、総合戦略中間評価業務委託料170万8,000円、地域商社の機能強化に向けた体制づくりのための人材確保、育成を目的とした地域おこし協力隊運営業務委託料として960万円、また地域商社事業推進業務委託料500万円を計上しております。

移住・定住推進事業につきましては、移住コーディネーターを2名体制とすることとして、報償費72万円、移住者住宅取得補助金60万円を

計上させていただいております。

6ページに移ります。移住支援事業費補助金、こちらは交付金事業になりますが、160万円、 奨学金返還支援補助金600万円を新たに計上しております。

空き家等対策事業につきましては、空き家見回り業務委託料として23万1,000円、特定空家解体業務委託料といたしまして154万円、空き家改修費助成事業補助金60万円に加え、空き家解体費助成事業補助金175万円、空き家活用促進事業補助金200万円を計上しております。

7ページを御覧ください。自治振興費は、地域づくり組織一括交付金(集会所修繕分)として495万円、地域づくり組織一括交付金(自治活動推進支援等)として1,948万4,000円、コミュニティ助成事業は自治総合センター助成事業の事業費補助金として490万円を予算措置しております。

集落支援センター運営事業は、集落支援員6 名分の報酬1,465万8,000円、8ページに移ります、自動車等借上料257万4,000円が主なものとなります。

豪雪地帯安全確保事業は、地域づくり組織除 雪機械購入補助金として1,250万円を予算措置 しております。

1ページに戻っていただきまして、歳入についてですけれども、15款1項1目総務費使用料につきましては、まちなか交流館使用料としての措置となっております。

また、16款2項1目の総務費国庫補助金につきましては、特定空家の解体に係る補助金分としての予算措置となっております。

また、17款2項1目総務費県補助金につきましては、新婚生活支援事業費として80万円、移住支援事業費として120万円の補助金となっております。

19款1項1目一般寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附額1億8,000万円を見込んでいるものでございます。

22款4項1目雑入につきましては、自治総合 センターコミュニティ事業助成金として490万 円、移住体験住宅利用に係る実費相当額として 3万円を見込んでいるものでございます。

以上でふるさと振興課所管の事業についての 説明を終わります。詳細につきましては、西和 賀町の予算説明書の14ページから18ページをご 確認いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

委員長 ふるさと振興課長の説明が終わりました。 これより2款総務費の質疑を行います。質疑 を許します。

淀川豊君。

10番 私からは3点ほど、たくさんあるのですが、個人的に3点に絞って質問させていただきたいと思います。

予算書の5ページの総合戦略の中で、課長からも少し説明があったと思いますが、地域おこし協力隊運営業務委託料と地域商社事業推進業務委託料の詳細について。

もう一点ですが、歳入の中で寄附金ということで、ふるさと納税、本年度予算1億8,000万円ということであります。昨年も1億8,000万円、今年も1億8,000万円ということでありますが、この予算立ての考え方について、まず伺いたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域商社推進事業につきましてですけれども、 まずご説明いたしますけれども、これまで西和 賀町では山菜や乳製品、温泉など地域資源を活 用した6次産業やまちづくりに取り組んできた ということで、こうした取組は西わらびのブラ ンド化や湯田牛乳公社のヨーグルト工場の整備 など、一定の成果は上げてきているものでござ います。そのさらなる地域資源の活用を目指し て、まず地域商社を核とした産業振興を図って いくということで、第2期の西和賀町まち・ひ と・しごと創生総合戦略についても位置づけを しているところでございます。

令和5年度については、予算計上させていた だいている地域商社事業推進業務委託の部分に つきましては、地域資源を活用した商品開発、 あと首都圏、仙台圏に向けた地域産品の販売拡 大、ECサイトを活用した地域産品の販路拡大 を通じて町内における経済の流れを拡大してい こうとするものでございます。

あわせて、町内の事業者に対しても、研修会や学習会などを通じて新商品開発に対する支援や販路の紹介などコンサル機能を発揮してもらいながら、町内事業者の支援につなげるということを想定しているものでございます。そのような部分について業務を委託したいというふうに考えております。

#### 委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは、私のほうから は地域おこし協力隊運営業務の委託についてご 説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域 等の条件不利地域に住民票を異動して、産業の 振興であるとか住民支援など地域協力活動を行 いながら、その任期の中でその地域への定住、 定着を図る取組となっています。

町では、これまでに農業や林業、観光業等の 担い手として当該制度を活用してきており、今 回は地域商社事業の担い手として、当該制度の 活用を進めていきたいというものでございます。

地域商社事業における協力隊の具体的な役割 といたしましては、地域産品を首都圏や仙台圏 などに売り込む営業であったり、販売会の開催 や商談会への出店、またECサイト、通信販売 の運営など企画業務を想定しているところです。 地域商社事業は、商品開発、それから販路開拓 などを継続的に進めていくものであります。

以上です。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 続きまして、ふるさと納税の 1億8,000万円の考え方ですけれども、ふるさ と納税事業につきましては令和元年度から情報 発信業務という部分を外部に委託しながら取り 組んできたところでございます。まず、その中 でも目標額を定めて、それに見合った歳出を措 置していくということで取り組んできましたが、 まず目標額というのは高いにこしたことはない というか、目標は高く持ちたいところではござ いますが、これまでの流れというか、経緯の部 分から、まず確実なところとして予算措置につ きましては措置させていただいております。そ のようなところでのまず1億8,000万円という ところで、これまでも目標値として設定をさせ ていただいているというものでございます。

以上です。

## 委員長 淀川豊君。

10番 地域おこし協力隊の運営業務、地域商社 の推進委託料ということでご説明をいただきま したが、これはどちらも絡んでいるという業務 委託なのかなというふうにお聞きをしましたが、 非常に分かりにくいというか、地域商社推進事 業で、新商品だとか販売拡大をする業務委託で 予算をつけて、それをやる人が2名の地域おこ し協力隊ということの理解でいいかと思います が、そういうことですよね。

# 委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 地域商社事業の推進につきましては、株式会社西和賀産業公社のほうに委託をしたいというふうに考えておりますが、その中で地域おこし協力隊2名を採用するような形にして、そういう業務を担っていく人材育成という形で地域おこし協力隊制度を活用した職員導入という形にしたいというふうに考えているものでございます。まず、主体となって地域商社事業を進めていくのは産業公社ということですが、その中で職員の育成を含めた形で考えているというものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 地域商社推進事業で販路拡大というか、

宣伝だとか新商品だとか開発をしていくのだということでありますが、総合戦略の中で地域商社の立ち上げというところが非常に重要な事業というか、柱となってくるものだというふうに思いますが、地域商社を今後つくっていくということに対して直接関わってくるような、そういう事業になりますか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、これまでも地域商社機能という部分では、産業公社のほうは特産品開発から、販路を開拓しながら町内の生産者のためのそういう支援という部分を取り組んできたものでございまして、2期の総合戦略のほうにも目標として定めております地域商社の設立という部分につきましても、産業公社の部分でこれまで取り組んできた地域商社機能というものをさらに高めていくという部分を考えているところでございます。

そういうところから、これまでも内部の話合いですとか関係機関との話合いなども通しながら、まずその機能を持っていただきながら、人員もそういう協力隊制度などを活用しながら配置して体制の強化を図りながら、また関係機関との連携などをしていただくかじ取り役として機能していただきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 個人的にはあまり理解ができないところでありますが、今の話を聞くと、特に地域商社というものが立ち上がらなくてもいいのではないかなという気にもなってしまいますが、地域商社で新商品開発、販路拡大等も令和5年度はやっていくということは理解しました。

例えばふるさと納税と新商品開発だとかとい うのも大分関わってくるのではないかなと思う のです。ふるさと納税が増えていくというのは、 やっぱり商品開発を増やしていくということが

まず一つ重要だということが今までも言われて きて、それを地域商社事業推進業務委託のほう でやっていこうとしているのに、ふるさと納税 の寄附額の金額が同額というのはどういうこと かなというふうに個人的に思うのです。違うと ころの新商品開発を、言わば2つ合わせて 1,500万円をかけて、令和5年度、力を入れて いこうとしているのですよね、新商品を増やし ていきましょうと。ユキノチカラか何か分から ないですけれども、販路も拡大していきましょ う、PRしていきましょうと言っていて、その 返礼品に関わっている部分を強化しているのに、 寄附額は去年の実績と同等額と、そういう考え 方でいいのかなというふうに思うのですが、そ の辺は担当課としてどのように考えているので すか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税事業につきましても今回 は委託するような形で考えておりますが、ふる さと納税事業というのもまさに地域商社機能の、 本当に目的は合致するところでございまして、 要するに返礼品、特産品を開発して、そういう 寄附される方にお届けするということから販路 も拡大していくというような部分、あとは寄附 を受けた部分につきましては町内で有効に活用 させていただくという、そういう町内の循環と いうようなところの部分からすると、まさに地 域商社と合致するような部分ですので、併せて 今回は委託しようというふうに考えているもの ですが、寄附額につきましても、まず今回改め てこれまで外部に委託しておりました部分を新 規に取り組むような形になるかと思っておりま す。

いずれそういう外部に頼んでいた部分を町内でぜひやってもらうというか、チャレンジしてもらうというところで頑張っていただきたいというところでございまして、確かに新たに特産品も開発しながら、そうなっていくと寄附額も

上がっていくということは目指すものですけれども、予算措置の段階におきましては、これまでの実績を基にして我々のほうで額を措置させていただいたという部分でございますので、これで決して満足というか、高い部分を求めていくというところには変わりございません。

以上です。

## 委員長 淀川豊君。

10番 最後にしたいと思いますが、課長のお話 はよく分かるのです。令和5年度の新年度予算 は、今行政が目指す目標ではないのだというこ との答弁ではないかなと思うのです。我々が捉 えるのには、5年度、どうやって予算づけして 持続可能なまちづくりをしていこうかというこ との表れがこの予算ではないかなというふうに 思うのですが、あるところでは新しく予算づけ して盛り上げていきますと言って、でもその一 番上の結果となる、結びつく結果となる部分は 現状維持ですでは、全体的な一連の流れとして、 やっぱり考え方的には大分おかしいのではない かなというふうに思います。例えば2億5,000万 円にして、その分伸びますから、普通であれば この分商品開発して、予算1,500万円をかける のですから、その効果として、成果として、ふ るさと納税も前年1億8,000万円でしたが、 2,000万円伸ばして2億円の目標にしますとい うのが、それが普通だと思うのです、考え方的 には。1個1個別々に同じ課で事業をやってい るわけではないので、やっぱりそういう考え方 をしないとなかなかうまく進まないのではない かなという気がします。これで永遠にこのこと をやろうとは思わないで、まだまだたくさんあ ると思うので、その辺はしっかりしていただき たいなというふうに思いますが、町長、どうで すか、その辺。

#### 委員長 内記町長。

町長 今ご指摘ありましたお話からしますと、 ごもっともなところはございますけれども、今 回は産業公社の経営状況、今まで説明させてい ただいたような状況で、その立て直しを図るというところで貸付けのときにお話ししましたが、 パッケージでいろいろ支援を考えているという ような含みもございます。

そして、もう一つは新たな試みといたしまして、ふるさと納税の外部に委託しておりました取扱いについて、委託している部分を町内でぜひやってみようという試みで、それであれば今まで地域商社の核としてやってきた産業公社に請け負ってもらって、そこを挑戦してもらうというような試みのリスクを抱えた部分、そういうようなものを勘案いたしまして、寄附額のほうの設定等を今回のような形にしてお願いさせていただいているという状況でございます。基本的には、今議員ご指摘のような方向で進んでいくべきであろうというふうには考えております。

なお、地域商社の考え方ですけれども、私が 就任した折に、私が説明を受けている部分では 新しい地域商社をつくってやるようなニュアン スにも受け取られましたけれども、それは全国 的にそういうようなことを志してやれば、地域 が盛り上がっていく、経済が伸びていくという 視点で、そういう名称といいますか、形でとい うイメージのように捉えましたが、振り返って みると産業公社、十分そういう先駆け的なこと をやってきたのではないかと、むしろこれをし っかりやっていくことがそういうことに近づい ていくのではないかというような理解で、その 辺は現場の担当課といろいろやり取りした中か ら、このような形で課長のような答弁にも反映 させていただいているというふうに私は理解さ せていただいておりますので、よろしくお願い したいと思います。

### 委員長 淀川豊君。

10番 今町長から答弁いただきましたが、全く もって私も理解をしておりますし、認識もして おります。ただ、産業公社の経営支援的なこと をするから、ふるさと納税、これでいいやだと か、総合戦略、地域商社もこの程度でいいやと か、経営支援は経営支援、ふるさと納税はふる さと納税事業ということで、きっちり分けて考 えてもらわないと困るなというふうに個人的に は思っております。まるで今回新しく地元業者 がやるから、ふるさと納税は伸びませんと我々 に言っているようなことだと思うのですよ、結 局。今までは地元業者に頼んでいなくて、こう やってきていて、今年は、令和5年は産業公社 だとか地元の業者にお願いすることになりまし た、それはいいのですよ、全然。そのことが悪 いとは言わないですけれども、だから例えば去 年と同じなのですよと言われているような気が するのです。そこら辺も少し感じてもらって、 事業は事業の意味合いがあって、こうやって税 金で予算をつけるのですから、やっぱり結果だ とか成果はつかんでいただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。

#### 委員長 髙橋輝彦君。

6番 今ふるさと納税のお話が出ましたので、 それに関連してというか、別の角度から質問し たいなというふうに思います。

私が質問したいのは、寄附額の使い道についてであります。使い道をしっかりやるということは、寄附をいただいている町民、あるいは事業、そういう方々と寄附をしている方々がどこにどれだけ使われているかということが分からないと、これは増えていかないのだろう、今までと同じ寄附額でいってしまうのではないかなというふうなことを危惧しているからであります。

令和3年度を見ますと、病児保育と農業振興センターの活動推進のほうに振り分けられておったわけです。950万円だったわけですけれども、例えば病児保育をやっている事業主さん、農業振興センター活動を推進している事業主さんの方々は、ふるさと納税が充てられているということは認識しているのでしょうか、そこをまず聞きたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税事業につきましては、主に6つの施策の部分から寄附をいただいているというところは既にご理解いただいている部分と思います。そのようなところで寄附の使い道はどのようなものかというところで、町のほうでも寄附者の方ですとか、まず町内の方にお知らせしたいという気持ちを持って、実績報告などを冊子で作って寄附者の方に配付するとか、あとはホームページのほうにも掲載してというところで、今回につきましては全ての事業というところには行かず、まず2つの部分の事業について、今までよりも割と踏み込んだ形で掲載させていただいたというところがございます。

その事業の恩恵を受けている例えば住民の方々がそういうふうな寄附について、実際その事業に充当されていてというようなところについて分かるかどうかというと、恐らくそこまではなかなか伝わっていないのではないかというふうに思われます。私どもといたしましても、そういう部分は非常に足りなくて、力は入れていきたいというところで考えてはいるところです。というなものですとか、方法について、そういうふうな形で出せるようなものですとか、方法について少し考えたいというふうには思っているところです。

以上です。

#### 委員長 髙橋輝彦君。

6番 これ何で分かりにくいかなというと、やっぱり後から充当するからですよね。もう既に終わった事業に対して、後で資金源として充当しているからだと思うのです。全く分かりづらいことになってしまう原因の一つだろう。先ほど課長も言われたように、6つの事業を提示して寄附していただいているわけですので、最初から例えばこの事業に充てるのだよとか、使った後に充てるのではなくて、そういう使い方を

して、PRに使えると思うのです、逆にそうい うふうな使い方をすれば。次に寄附してくださ る方々も、ああ、こうやって使ってもらってい るのだ、町民の人、こんなに喜んでいるのだ、 ではまた寄附してみようかなというふうなこと につなげていかなければならないのではないで すか。もったいないと思うのです、せっかくい い使い方しているわけですから。住民の方々も 理解していないということは、寄附した人方が 全然、全く反応が分からないわけですから、ま た寄附してみようかというような思いになかな かならない。逆にそれを知らせることによって、 寄附してくれるようになるのだろう。今度新し く産業公社のほうに委託するということであり ますので、そういう部分もやはり伝えていきな がら、産業公社のほうにはそういう伝える情報 発信、そういう部分の情報発信についてもやっ ていただければなと思うのですが、課としての 運用の仕方は、令和5年度はどのようにお考え ですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税につきましては、寄附していただいた額を基金のほうに積み立てるというようなことで、基金条例に基づいて行っているというところで、まずはそういう額を確保して、そういうふうな町の事業に充当するというような委員おっしゃるとおりの進め方でございます。

そういうふうなところからもありますし、あとは町でも大体ふるさと納税が集中する12月を目指して、寄附者の方というか、そういう方々に対して実績を送るというような、そういうふうなスタイルになっている関係もあり、その段階で寄附の使い道というのを示しているというようなところがございます。ただ、どういうところに使ってきたかというの、多分時期の問題だったりすると思うのですが、先にまずこういうものに使っているというところは、もう今の

段階で出していても全然そこは問題ないと思いますので、そういう形で発信して、まず寄附される方、住民の方にもより目につくような形、気持ちが通じるような形を取りたいというふうには考えます。

以上です。

委員長 髙橋輝彦君。

この件についてはもういいかなと思うの 6番 ですけれども、あとその使い方なのですけれど も、本来いただいた分の金額はその年度でしっ かり使って、寄附してくださった方々にお知ら せしていくというのが一番いいやり方なのかな。 そうでないとすれば、しっかりこういうのに使 うのだよということを打ち上げて、そこに達す るまで集めて使うのだよということをPRする 方法もあるのかなと思いますけれども、いずれ せっかくいただいた寄附のお金の使い方が全く 生きていないような、町内には生きているお金 として回っているわけですけれども、誰も知ら ない、寄附者の方もよく存じないというような 全くもってもったいない使い方をしているとい うことですので、今課長がおっしゃられたよう な形で進めていただければなというふうに思い ます。

別の件でもう一つご質問させていただきます。 婚活応援事業、説明書の14ページの下段であり ます。この間課長の説明で、婚活イベントに参 加できる年齢を50歳まで引き上げたのだよとい うようなお話があったと思うのですけれども、 それはすごくよかったなと思っております。評 価したいと思っております。ただ、助成制度に 関しては39歳以下だということなのですけれど も、これはやっぱりどうしても39歳以下でない とうまくない仕組みなのですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

こちらの結婚新生活支援事業の要件の部分だ と思いますが、こちら国の交付金制度というこ とでございまして、国の要綱で示されている部 分としては39歳以下で、当初所得400万円以下ということだったのが令和5年度から500万円以下ということで要件が緩和されたということだと思います。400万以下の39歳以下につきましては最大30万円、また夫婦ともに29歳以下であれば60万円というようなところで決まっているものでございまして、まず町といたしましてはその制度に則した形での予算措置、要綱を作成してということにしたものでございます。

以上です。 委員長 髙橋輝彦君。

6番 これは、町独自で年齢の部分とか変更するわけにはいかないものなのでしょうか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

制度を検討するに当たりまして、例えば町のほうで上乗せをするとか、そういうふうな年齢制限をまた違う形にするとかというのは、やっぱり内部で検討の上、まず変えることは可能だとは思いますが、ただあくまでも国からの補助金が入ってくるという部分からすると、年齢制限という部分に該当してお金をいただくという形になりますので、町でもその制度にのっとった形で予算措置、事業化をしたという部分でございます。

以上です。

委員長 髙橋輝彦君。

6番 恐らく国では平均的なということで処置していることだろうというふうに思うわけですけれども、我が西和賀町の場合はやはり結婚される方の年齢もぐっと上がっている状況だと思っております。そういう中で、この西和賀町に合ったような形でもし変更できるのであれば協議していただいて、この町に合った、そういう年齢的なところも考えていただいて、そういう事業にしていただくというか、考えていかなければならないのではないのかなと思うのですが、その分お聞きして終わりたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、今回の結婚新生活支援 事業というところにつきましても、県内でも全 ての市町村で取り組んでいるというわけでもな く、町としても積極的に取り組みたいというこ とで事業化したというところがあります。それ をまず今回は国の制度というところにのっとっ た形で予算措置をさせていただいたというとこ ろですが、今後の結婚の状況ですとか、そうい う部分を見ながら、さらに検討は深めていきた いというふうには考えます。

以上です。

委員長 髙橋宏君。

8番 私から4点ほどなのですけれども、まず 最初に同僚委員も質問しているふるさと納税に ついて、町としてはふるさと納税金が中期財政 計画でもかなり大きな収入源というふうにして 捉えていると思います。

そんな中で、先ほど町長からもお話あったの ですけれども、産業公社の経営改善という側面 もありながら、今回委託先、産業公社さんにな るのだろうと思うのですけれども、それに加え て地域おこし協力隊も招聘すると。この大事な 事業を新たなところ、しかも地域おこし協力隊 については、他の課でも募集したけれども、い ませんでしたというのが見られます。これから やる大事な事業を新たなところで、しかも新た な協力隊ということで、本当に事業を推進でき るのか、それとも今まで、例えば外部委託して いるところの人が今度は町の協力隊になってや ってくれとかということがあるのであれば、ま たそれは違うと思うのですけれども、その点少 し不安を感じますけれども、その点についてが 1つ。

あとは、新たな事業として奨学金返還支援補助金というのが12万円で50名とあるのですけれども、この詳細についてと……

委員長 ページ数を言いながら……

8番 説明書の16ページ。

同じく説明書の17ページ、地域づくり推進事

業、この内容だと思うのですけれども、新たに 町で地域に自治活動ということで一括交付金等 々をいただいております。一括して地域で自由 に考えて使えるというようなイメージでしたけ れども、地域の役をやっている方々から、例え ば将来にわたっての積立金等々にする場合に非 常に制約等が多くて、自由という言葉の割には 制約、町へ出す書類等で非常に複雑な部分があ って使いづらいという話なのですけれども、こ れを簡略化するようなことにはなっていかない のかという点。

あとは、これも説明書の18ページで、除雪機の補助金。これは、補正のほうでも同じ金額、1,200万円あったと思います。また、同じような事業なのですけれども、補正のときにも令和5年度に受け付けするということでしたので、今回の予算と合わせて10台の除雪機の申請を受け付けるということなのか、この点について伺います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域商社推進事業に係る地域おこし協力隊の 導入という部分につきましては、まず地域おこ し協力隊制度を活用して、その財源を活用しな がら人材を確保という部分で行うところにつき ましては、これまでの協力隊の招聘と変わりは ないところでございます。

まず、公社といたしましても地域商社推進という部分を図っていくに当たりまして、やっぱり必要な人材というものを確保する必要があるということで、まず2名ほどの隊員ということを考えているもので、その中の営業企画部門というところを担っていくものというふうに考えておりますので、そういう部分を育成しながら定着を図っていただくというようなところを目指しているものだと思います。

そこで、招聘に当たりましても、人材確保についてはそういうふうな人材、担えるような人材というところで、前段階からしっかりとした

確認を行いながら採用に努めていくというよう なことになると考えているものでございます。

では、豪雪と奨学金につきましては課長代理から説明します。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは初めに、奨学金 の返還支援事業についてご説明をいたします。

町では、介護福祉人材の安定確保を目的として、令和4年度、今年度から介護福祉事業所従 事者への奨学金返還支援制度を創設しております。

一方、国のほうにおきましては、令和4年に 国の要綱である奨学金を活用した若者の地方定 着促進要綱を改正して、各市町村独自の奨学金 返還に係る支援も特別交付税措置の対象とする などの条件緩和を行いながら、全国の自治体に 対して奨学金支援制度の積極的な導入を促して いるところです。

このことを踏まえまして、人口減少対策の取組の一環として、町でも若者の地元定着及び町内産業の担い手を確保するため、特別交付税措置を活用して町の奨学金返還支援制度を拡充しようとするものです。

補助対象者につきましては、まず第1に町内に居住すること、生活をしていただくということを第1条件としながら、何らかの仕事をしていただいて奨学金を返還しているということで、あとは39歳までの若年者を対象としてございます。

補助金の金額につきましては、1年度内に返還する奨学金の2分の1以内の額として、上限月1万円ですので、年間で12万円、それから対象期間を5年度としておりましたので、最大5年間で60万円の支援を受けていただくということで今検討しているところです。

補助金のスケジュール案につきましては、年間を通じて制度の周知をしっかり行いながら申請を受け付け、年度末での償還の実績見込みをもって補助金の交付をする流れを考えてござい

ます。

続きまして、豪雪の部分です。委員おっしゃるとおり、補正と一緒に、今年度の4月から合わせて10台分の補助金交付を制度運用していきたいと考えているものです。ご存じのとおり、冬における安心安全な地域生活の維持を図るため、高齢者や障害者世帯、支援が必要な世帯であるとか、各地区の集会所、公共的な施設の除雪活動を行う地域づくり組織が除雪機を導入するといったことに対して補助していこうとするものです。

まず、国の豪雪対策交付金が今回国の補正予算と来年度の当初予算で採択されたといったところで、今回10台分を確保して事業運営していこうとするものです。よろしくお願いいたします。

# 委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからは一 括交付金の関係ということですけれども、これ まで町では自治活動の支援ということで、一括 交付金を地区に交付してきたというものでござ いまして、新たに令和4年度からは一括交付金 について、手続関係の部分については改めて書 類等の整備等もお願いしているということにな ります。

一括交付金については、これまで割と地区に 本当に自由な使い方でというようなことでやっ てきまして、頂く書類についてもまず領収書だ けであるとか、本当にそういうふうな具体的な、 どういう活動がされたかというのがなかなか判 断しづらかったというような部分がございます。 町といたしましても、交付する以上はそういう 自治活動の実績というもの、どういう使い方を されるのかというところの判断は必要でありま して、そういうところの分析から、さらに新た な交付金制度というものを考えていかなければ ならないというふうに考えているものでござい ます。ということで、今回につきまして、改め てそういうふうな書類の提出を求めているとい う部分と、あとはやっぱり自治活動交付金という部分については、自治活動を支援するというところからすると、例えば特定の方に偏ったりとか、使い方が構成する部分のある団体にとかということではなく、全ての構成員の方が公平に携わるというか、使えるような交付金、そういう活動について交付するべきだろうというふうに考えております。

そのようなことから、使途につきましてはそ ういう全体の活動という部分、それを盛り上げ ていきたいという意味から、使途をまず定めて いくというようなことだと思っております。

また、書類につきましても、それぞれやり方が各地域によってばらつきというものがあったと思いますので、改めてそういう部分で取りかかるとなるとなかなか難しい部分というのはあると思いますが、これからは交付金については各地域づくり組織、同じ書類作成というようなところをできるということから、まず作成についても集落支援が支援するような形を今取っているところでございますし、ぜひそういうところで申請等についてご協力いただきたいというふうには考えているものでございます。

以上です。

## 委員長 髙橋宏君。

8番 ふるさと納税については、今ふるさと納税に納めている業者さんたちが一番不安を感じているのではないか、いわゆる担当が替わるということで。全く経験のない方になった場合に不安とかというのはあると思うので、その辺今産業公社さんがまず受けるとして、全然素人という意味ではないのですけれども、今やっている方々の不安を解消するような手だてといいますか、そういうことをやっていただきたいですし、そのような計画があるのかということでしたので、町で就職ということですので、業種の条件はないのかということです。

あと、地域づくりについて、今課長言われた

とおり、集落支援員がかなりこういうことの支援でと入った部分が大きいと思います。ですので、各自治会で地域のことに使うという大きのことに使おうとしている集落はないと思うのですけれども、いわゆる提出の仕方、物の書き方で、やいては駄目だよという部分があると思うが6人方では大大夫だから、地域のことに使うというがあると思うので、人方をすれば大丈夫だからないと思うので、そういうは現は私は変わらないと思うので、そういうな打造は私は変わらないと思うので、そういうな打造ないとはあかりやすいし、受けやれば町としても分かりやすいし、受けやはます

除雪機については今回10台ということで、地域づくり組織があればということになると、これから各組織さんの考え方でしょうけれども、町内全部でどのくらいの組織があって、今回10台で、あと残りといいますか、申請していない、除雪機が行かない地域はどの程度あるのか、それをお知らせください。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、私からふるさと納税の部分についてですが、これまで、令和元年度からだったと思いますが、ふるさと納税の情報発信業務の部分につきましては、今外部に委託している部分がありまして、そこには本当に親身に事業者さんと関わっていただき、一生懸命取り組んでいただいているということは間違いなくございます。

そのような中にあって、事業者さんたちもふるさと納税というものをよく理解され、事業者さん独自のそういうふうな工夫なども起こってきて、自ら発信していくようなスタイルにもなっておりますし、また今回委託しようとしている産業公社につきましても一返礼品事業者でもございますし、そういうふうな事業者との関わ

りも深く持っているという部分がございます。 そのようなところから、まずお任せしたいというふうに思っておりますし、またもう一つは返 礼品事業者として今委託している情報発信の外 部の部分につきましても、実際事業者さんとの 関わりは深いので、町のために何か役に立ちた いということで町内には事務所を構えたいというようなことがあるので、引き続きそういうふ うな相談には乗っていただけるという話は伺っ ております。

あと、一括交付金の書類の関係につきましてですけれども、まず委員のおっしゃるとおり共通した考え方に基づいて、こちらとしてはもちろん共通した考え方で書類申請等、作成等をお願いしたいということですので、集落支援につきましても、そういう部分については統一な部分で当たっていきたいというふうに考えます。

では、あとはお願いします。

委員長 内記課長代理。

ふるさと振興課長代理 それでは、奨学金返還支援の対象者のことについてご説明をいたします。 対象につきましては、町内の事業所に勤めていらっしゃる方、それから農林業の従事者の方も対象としております。また、農業法人にお勤めの方も対象として考えてございます。あと、起業されている方であるとか、事業承継を行われる方など、まず広く仕事をされている方を対象として返還支援を行っていきたいなと検討しているところです。

それから、豪雪の除雪機の関係でございますけれども、全29行政区がございまして、現在除雪機を地区で共有しているところが2行政区ございます。それで、昨年各地区の代表者の方といろいろ意見交換をしながら、今回この事業を検討してきたわけですけれども、全てが全て除雪機を必要としているということではないようでしたが、ただ今年度のコミュニティ助成事業で、2行政区で今除雪機を購入しようとしております。合わせて12台となるわけです。それで

もまだ半分ぐらいということになりますので、 まず今年度10台を導入してみた上で、ハードば かりではなくて、やっぱりソフト事業、とても 大切だと考えてございます。町内では既に中山 間の集落支援強化加算という制度を活用され て、既に4地区ほど除雪支援活動を行われてい るといったところもあります。あと、介護保険 のほうの介護のサロンの活動でも5地区ほどで 活動が行われていると。あと、地区の有志で、 地区の活動として除雪支援活動をやっていると ころも1地区というふうに伺ってございますの で、そういった町内の先進的な取組をやってい ない地区に紹介をしていただきながら、ちょっ と検討していただきつつ、やっぱり除雪機が必 要であるといったときにはまた後年度で検討し てまいりたいと考えております。

以上です。

# 委員長 刈田敏君。

1番 17ページの地域づくり推進事業ですけれ ども、今同僚委員からありましたけれども、も う少し掘り下げたいと思います。

地域づくり一括交付金の集会所修繕分の分で、令和5年度の分の内訳ということと、あと地域づくり組織一括交付金、令和4年度と大して変わらないような状況ですね、予算的には。今物価高とかでありますが、その根拠、そこまで考えての一括交付金だったのか。町もお金ないのですけれども、各地区もお金がないのです。これが、このお金で、やっぱり意欲といいますか、何もできない。例えば光熱費とかで取られてしまうと何にもできなくなるのです。役員もそうですけれども。

それで、この一括交付金の、これまでも聞いたのですけれども、使える内容、特にも行政連絡員、地区集会所の管理に係る分はどれぐらいの比率といいますか、全部一緒ではないと思いますけれども、その辺もお伺いしたいと思います。取りあえず。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域づくり推進事業につきましてですが、地域づくり組織一括交付金の集会所修繕分につきましての額、495万円につきましては、以前にも少しご説明させていただきましたが、湯之沢地区の集会所、ゆう林館の部分で集会所に必要な機能の改修を行うという部分の金額でございます。

また、一括交付金の額の根拠でございますけれども、こちらにつきましては令和4年度から新たな制度になるに伴いまして、交付金については3年間激変緩和措置ということで、令和3年度と同額を交付するというようなことで進めているものでございますので、まずそういう部分を考慮したというか、同額を交付するような形にしているものでございます。また、これまで、令和3年度まで行政区長という部分と、あとは公民館の管理の部分の金額につきましても、その同額を交付金に含めた形で交付しているというものでございます。

以上です。

#### (割合の声)

ふるさと振興課長 いずれ令和3年度と同額では ございますので、割合でいきますと交付金の額 の43%というようなことになります。

以上です。

# 委員長 刈田敏君。

1番 1つは行政連絡員というのは、前で言え ば区長さんですけれども、行政とのつながりに なると思いますけれども、この仕事の内容、そ れで高いとか安いとかと、そういう話ではなく て、町はどういうことをきちっと進めてお願い しているのかなということを確認したいと思い ます。

集会所の管理ということはそれでいいと思いますけれども、行政連絡員さんというのはどういう立場で、どういうことをしていくことなのかということを確認したいと思います。まず、それをお願いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

これまでも行政連絡員の役割につきましては、 行政区長の設置規定のほうにありましたけれど も、今回からは行政区の設置規定というものが 令和4年度からなくなりまして、地域づくり組 織と町との基本協定という部分の中にそこが盛 り込まれている部分でございます。

町からの依頼で行う必須事業というようなところからいきますと、まず一つ一つ、ちょっと読み上げますが、町民への伝達に関する事項、町民から町へ連絡に関する事項、世帯人口の把握に関する事項、公衆衛生の指導及び連絡に関する事項、道路、河川等の保護に関する事項、広報、その他の配布に関する事項、各申告書の配付、取りまとめに関する事項、災害時の速報に関する事項、その他町長が必要と認めた事項ということになっております。この協定に基づきましてお願いしているということになります。以上です。

#### 委員長 刈田敏君。

1番 これは、予算の中でですけれども、非常 に重要な問題だと思うのですけれども、今出さ れた項目をどの程度の中で情報交換していこう としているのか、これまでもいっているのか、 その点をお伺いします。

### 委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 行政連絡員、令和3年度まで の行政区長の報酬につきましては算定方法がご ざいまして、世帯数が何件から何件までは幾ら というような形で、そういうようなところでの 金額算定になっているものです。行政配布物で すとか連絡というような部分からいきますと、 そういうふうな世帯数の部分が算定には関わっ てきていたということになると思います。

いずれ令和3年度からの額、同額を、まずこ ちらについても激変緩和ということで、その額 でお願いをするものですし、先ほど協定の中で どういう役割があるかということで説明をして きた部分につきましても、これまでの行政区設 置規定の中に盛り込まれており、取り組んでき ていただいている内容に変わりはないというも のでございます。

以上です。

#### 委員長 刈田敏君。

1番 激変緩和でやっているということは、これから減っていくということも含めての話なのかということです。

それと、私が聞きたいのはお金だけでなく、 仕事内容として、非常に重要な仕事だと思います、その5項目だけが。だから、そこが町とどういうつながりを持って各行政区と町の情報交換が行われているか。極端に言いますと、年間会議何回とか、それからどういうことを話ししているのかというあたりをお聞きします。

## 委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、先ほど説明いたしました依頼業務につきましては、まず各担当課が必要に応じて連絡を取っているという部分がございますし、おとといの一般質問でもございましたけれども、刈田議員からの質問にもありましたが、地域づくり組織に対して町がお願いしている業務という部分でいきますと、公衆衛生組合とか、あとは保健委員ですとか、日赤ですとか、そういうような形の中でも、いずれこの基本協定に盛り込まれている内容という部分の業務というところに合致するような部分がございますので、そういうような中からのつながりというものはあると考えているものでございます。

あと、一括交付金、激変緩和ということで、 まず3年間で、その後はということですが、ま ず自治活動というものの実績等も考慮しながら、 どういう形で新たな交付金制度をつくっていく かというのは、まずこれから令和5年、6年と いうような期間の中で検討させていただきたい というふうに考えます。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 この辺であれですけれども、いずれきちっと仕事内容と、それから人数もあると思うのですけれども、その辺を勘案していかないと、なかなか大変な仕事だと思うので、そこは十分周知していただきたいと思います。

あと、豪雪地帯のやつもだったのですけれど も、今の課長説明を受けますと、機械はこれく らいそろえましたから、これを各行政区にやり ますよという話で、その上の中身がないです。 これは総括のほうでもあれですけれども、先ほ ど内記さんのほうからありましたけれども、農 業の分であったり、福祉の分であったり、いろ いろな分があるのですけれども、それを最終的 にまとめて雪を克服していくというか、そこは 誰がどうなのだというあたりをやっぱりもうち ょっときちっとした体制をつくらなくてはいけ ないと思います。これは総括のほうでいいです けれども、またお伺いしますけれども。答弁あ れば。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさにそういう点、問題意識を持って、ちょうど国のほうの事業がありましたので、克雪計画を立てさせていただいております。そこで、そういう今のようなことを整理させていただいて方向づけしたいと思います。

あと、ちょっと付け加えてお話しさせていただきますと、今回この取組によりまして、いろんな雪の担当を横断的にやるという内部的なスキルを高めたり、あるいは近隣市町村で行われている地域における雪対策への支援の仕方というようないろいろな知見を得ることができましたので、その辺も踏まえまして計画のほうに位置づけ、それに基づいた展開で雪に対する生活の克服といいますか、構造を図ってまいりたいということで取り組ませていただいております。

委員長 早川久衞君。

9番 私から2点。

1点目は、今まで地域協力隊の話題は結構ありましたけれども、私からは実は15日の総括まで、今5年度は3課ですか、ふるさと振興、それから観光、林業等、5人の募集をするということですし、それから今現在四、五人の協力隊もいるわけで、この方々の目標なり目的を総括までに整理をして、全部ペーパーで出していただけませんか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

確認させていただきますと、今募集を行っている協力隊の目的という部分と現在在籍しております協力隊の活動実績、今後の将来的な展望というか、そういう部分をまとめるという形での提出ということでよろしいですか。では、資料のほうは準備させていただきたいと思います。委員長 早川久衞君。

9番 申し訳ない。今忙しい中、また追加の書類を提出となって大変ですけれども、よろしくお願いをします。できれば、5年度の予算にも反映している項目があれば、それも付け加えていただければ大変助かります。

次に、委員長にお願いです。 2 点目は、実は 去年からの事故で、ページは6ページの空き家 活用促進事業補助金で、この件について、今日 は予算審議ですけれども、委員長にお願いで、 全般にわたって幅広く議論したいと思いますけ れども、よろしいですか。

委員長 暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩午前11時51分再開委員長休憩を解き会議を続けます。

早川久衞君。

9番 それでは、要綱についていろいろ聞きたいと思います。この要綱、問題なのは要綱の第11番に実績報告という文言がございます。それから次に、12番に補助の決定には、交付決定者は補助対象事業が完了してから払うのだと、30日以内に払えという項目があるが、こういう項目

があって、なぜ60万円を払ったのかということ をまずお聞きします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 西和賀町の空き家活用促進事業補助金交付要綱の規定の部分からご説明したいと思いますけれども、この規定の中には第14として概算払いという項目がございまして、補助金の規則があり、第13条第3項の規定により補助金の概算払いを請求しようとするときは、西和賀町空き家活用促進事業補助金概算払い請求書を町長に提出しなければならないというようなところがございます。そこに基づきまして補助金は交付したというものです。

以上です。

委員長 早川久衞君。

9番 概算払いが、払ってもいいという項目が、 なるほど、ありますけれども、13条に。しかし ながら、全く手もかけない事業に払うなんてい うことは一般的には全然考えられないでしょう、 全く。ただ、見積書なりなんなりのことで払う なんていうことは一般的にありますか。それ常 識的に言って、概算払いを払う項目があるから 払ったというのですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 概算払いの項目があるからという部分というか、まずこの規定はそのとおり 概算払いに基づいて、あとは必要な提出書類というものも求めた上で支払いをさせていただい たということにはなります。

以上です。

委員長 早川久衞君。

9番 概算払いの前に、実は必要な書類を添付 して町長に提出するという項目があるわけで、 そうすればこれは破ったことになりませんか。 委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 概算払い申請の際に、必要な 書類というものも一緒に添付を受けて、その上 で審査して払ったということになります。 以上です。 委員長 早川久衞君。

9番 しかし、これは5年度もこういう格好で 補助金を申請する考えはありますか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、この補助金につきましては、概算払いという部分についても厳格にこれまで以上にということでは、これまでも厳格には行っているつもりですけれども、しっかりと審査させていただきたいというふうには考えております。

これまで申請者という部分を重視してというか、申請の書類を確認してという部分での交付ですが、やはり対象となる空き家の所有者ですとか、そういう関わりの中ですとか、携わる事業者という部分もあると思いますけれども、そういう部分も併せて、しっかりと確認をしていく必要があるというふうに考えておりますので、そういう部分の運用をしっかりと行っていきたいというふうに思います。

以上です。

委員長 早川久衞君。

9番 この内容、何点かありまして、実は第7項に改修に要した経費の2分の1を払うのだということをうたっております。改修に要したという項目がありますけれども、これは概算払いと関係ないですか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 概算払いの請求に際しまして、 申請者から提出される書類の中に、まず対象事 業費というものが記載されてくることになって おりますし、見積書の額もまずその額というよ うな形で捉えておりますので、その額に対して の2分の1ということでの判断はしているもの でございます。

以上です。

委員長 早川久衞君。

9番 12項で、7項の前に、何回も言うように 改修に要する経費の2分の1とちゃんとうたっ ているのです、概算払いの前に。だから、概算 払いに要するというものは、ちゃんと締めくく ったり、監督したりしてから払わなければなら ないということではないですか。ちょっと違い ますか。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

いずれこの要綱に基づきまして、概算払いの 際にそのような事業費というものを明確に見積 書というものであったりですとか、そういう書 類を求めることによって確認して払うというこ とで、要綱に沿った形での支払いは行っている つもりでございます。

以上です。

委員長 早川久衞君。

9番 いや、要綱の前に、改修に要するとちゃ んとうたっているのです。これは破ったことに ならないのか、それで。何ですか、それ。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 まず、申請において求める書 類から改修に要する経費というものを確認いた しまして、そこからまず2分の1というような 規定の中で概算払いの金額を確認して支払うと いうことでございます。

以上です。

委員長 早川久衞君。

9番 全く納得できません。それで、50万円プ ラス不要物の撤去で10万円ということで、これ も全部確認しましたかということが 2 点目。

それから、これは町長に聞きますけれども、 前項に改修に要したものに対して払うというの に、今は概算払いだから払ったということ、こ れで大丈夫なのですか。

委員長 副町長。

副町長 補助金制度の考え方という部分に、いろ んな町が行っている補助については補助金をも って動いている事業等多々あります。これらに ついては、やはり手持ち資金のない場合という 部分もありますし、それからイベント等の場合 なんかであれば、そこの団体で持っていない場 委員長 異議なしと認めます。

合もあります。そういう部分も含めて全体を包 括して補助金制度というのはまず成り立ってい るということをご理解願いたいなというふうに 思います。

そうした中で、補助金制度の中にそういう部 分を含めて概算払いをした上で、法人なんかで あれば前払いという考え方と同様な部分になる かと思いますが、そういう中で概算払いの制度 というのは設けてあります。でないと、事業に 動けないと、イベント等もできないということ もありますので、そういう制度的な部分として のご理解はお願いしたいなというふうに思いま す。

今回の部分については、やはりその部分の制 度を使って事業を進めていただきたいと、それ から移住という部分で、来ていただけるという ことも含めて、概算払いの制度をもって補助金 を支出したという考え方になろうかというふう に思ってございます。

以上でございます。

委員長 早川久衞君。

大体分かりましたけれども、一般常識で 9番 概算払いで全額払うなんていうことは今まであ りますか。一般的には2割とか3割が概算払い の定義だと思います。そういうことで、後は言 いませんけれども、これは非常に今後とも尾を 引くと思いますけれども、貴重な税金を払って のことでありますから、そこらは慎重にやって いただきたいということをお願いして、あとは やめます。

委員長 ほかにございませんですか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたし ます。

以上でふるさと振興課が所管する一般会計の 審査をひとまず終わりたいと思いますが、これ に異議ありませんか。

(異議なしの声)

ここで次の町民課の審査に移る前に、昼食の ため1時まで休憩いたします。

午後零時02分休憩午後1時00分再開委員長休憩を解き会議を再開します。

町民課の審査を行います。町民課が所管するのは一般会計、2款総務費、3款民生費、4款衛生費であります。審査を行う前に、町民課長から事業の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 皆様、ご苦労さまです。令和5年度予 算の町民課所管の予算審査に当たりましては、 高橋課長代理と佐々木主査も同席します。よろ しくお願いいたします。

また、ご質問あった際は、内容によって詳細 については課長代理に答弁させることもありま すので、あらかじめご承知おき願います。

資料は、お手元の町民課抜粋の予算書2款、 3款、4款と、予算説明書は19ページと20ページになります。

それでは、まず歳出の2款の総務費から説明に入りたいと思います。予算書4ページの下段を御覧ください。2款1項5目財産管理費は、沢内庁舎及び公用車の経常的な管理経費となります。5目は、総額で12万9,000円のマイナスとなっております。内訳は、庁舎管理費で19万3,000円増額して、公用車の管理で32万2,000円の減額となったものです。新庁舎となった昨年度は、開発センターの管理費等、必要なくなったことで大きな減額となりましたけれども、1年経過し、令和5年度予算からは落ち着いて、基本的に昨年並みの内容となっております。

昨年度とは違う主な点は、庁舎管理費の10節 需用費の中の修繕料70万円となっておりますが、 これには沢内庁舎の山側にあります変電室の高 圧電源ケーブルの修繕費用として51万1,500円 が含まれたものとなっておることによります。

一方、5ページの中段の公用車管理費ですけれども、昨年度4台あった車検対象車が5年度

は2台になったということで減額となっております。

続いて、同じく5ページの下段から6目企画 費は、地域情報通信基盤施設の管理費関係と光 放送に関する科目となります。6目は、前年比 で455万円の増額となっております。内訳は、 施設管理関係で277万円の増、告知端末の放送 事業関係で178万円の増となっているものです。

5ページの下段から始まる管理費についての 内容の変更はありませんけれども、11節の修繕 料の442万2,000円、これはこれだけで、昨年度 比で267万6,000円の増となったことが要因とな ります。この修繕料は、各世帯の引き込み線の 故障修繕であるとか、撤去、それから幹線の修 繕のための費用であります。例年必要な修繕が 発生してからは、大きな修繕が必要な場合は補 正で対応しておりますけれども、雪解けを待っ て、今回は早い段階で修繕したい破損箇所があ りますので、当初予算の段階で158万4,000円を 既に計上した状態となっております。国道から 柳沢付近に入ったところの幹線の修繕というこ とになります。年にもよりますけれども、令和 3年度の決算では、この部分、約970万円を支 出しております。

続いて、6ページの中段になります。告知端末放送事業の13節使用料及び賃借料で1,633万9,000円とありますが、昨年なかった I P告知基地局UPS機器の賃借料として、5年リースで10月に更新する予定としておる費用を計上しております。6か月分の賃借料として178万680円を計上した分が増となっております。これまで経費としてなかったのは、導入当初は購入したものであったので、賃借料がなかったということになります。

続いて、7目は交通安全対策費となります。 7ページ中段、御覧ください。急発進抑制装置 設置事業補助金として22万円あります。事業は、 2年目ということになります。

続いて、8ページから9ページにかけまして

は、2款3項1目戸籍住民基本台帳費となります。3年度との比較で87万円の減となっております。内訳は、8ページの一番上の職員人件費で、人事異動による調整から224万円の減額と、それから中段から始まる戸籍住民基本台帳の事務費137万円の増によるものです。ここの科目は、住民票や戸籍、それと窓口業務における消耗品や役務費、システム機器の保守料や賃借料といった例年同じような経常的経費なものですけれども、そういった中で事務費で137万円の増額となりましたのは、昨年12月から郵便局によるマイナンバーカードの申請手続の支援業務を実施しております。引き続き5年度においても実施したく、当初予算から計上させたものでございます。

各郵便局で作成された申請書は、一旦町民課へ郵送されてきます。その後、確認作業を経て、町からJ一LISのほうに送り直すわけですけれども、通信運搬費で43万4,100円というのが8ページ下段、下から5行目に11節役務費、通信運搬費で73万2,000円とありますけれども、そこに43万4,100円という通信運搬費が含まれておりますし、委託事務費としては9ページの上から7行目になりますか、マイナンバーカードの申請支援業務委託料として122万1,000円が例年との違いで増額となったことが要因となります。

また、9ページ下段の通知カード・個人番号カード関連事務負担金200万1,000円及び自治体中間サーバープラットフォーム運用経費負担金として209万6,000円についても国からの見込額として提示を受けたものを計上しておりますけれども、例年どおり国庫補助の対応となっているものでございます。

続いて、9ページ下段から3款民生費に入ります。3・1・1の社会福祉費、1目社会福祉総務費ですけれども、11ページの中段を御覧ください。20節の貸付金で、消費者救済資金貸付制度預託金とあります。前年度同様300万円を

今年度も計上しております。

それから、続いて同じ11ページの4目防犯対策費になります。13節の使用料及び賃借料で、LED防犯灯賃借料805万3,000円は、防犯灯及び街路灯のLED化事業によりまして平成29年10月から10年リース契約となっているもので、令和5年度はそれの7年目に当たります。

また、10節の需用費、光熱水費で430万9,000円 とあると思いますが、それら街路灯の電気料金 の予算計上で、この部分で69万5,000円増えて おります。

4目の防犯対策費、昨年度比で全体で69万7,000円の増となっている要因は、ほぼこの電気料金の部分となります。

続いて、12ページ上段で14節工事請負費、防 犯灯設置等工事費21万3,000円とあります。新 規防犯灯設置工事として3か所、21万3,000円 を計上しておるところです。

続いて、12ページの下段から4款衛生費になります。13ページ中段の3目を御覧いただきたいと思います。環境衛生費ですけれども、にしわが斎苑の管理運営費になります。昨年度比で196万8,000円の増額となっております。主な要因は、10節需用費の修繕料270万5,000円とありますが、この分だけで4年度から210万5,000円増えているものです。斎苑についての修繕は毎年計画的に実施しておりまして、5年度の修繕内容は火葬炉の主燃炉及び再燃炉の表面コート、それから台車シールパッキンですとか再燃炉のバーナー関係の機器の交換の修繕として242万円、それと霊柩車の車検費用として15万円を計上しているものでございます。

12節委託料、にしわが斎苑の指定管理料としての1,375万円は、斎苑としては3期目の、3年目の指定管理料となります。

それから、14ページから4・2・1の2項1目ごみ処理費となります。上段のごみ処理総務費の主な内訳は、可燃ごみを広域組合で処理しているわけでございますが、18節負担金、補助

及び交付金として、岩手中部広域行政組合負担 金として組合から提示されおります2,083万 6,000円を計上しております。毎年春に全戸配 布しておりますごみカレンダーについても、こ の事業費から支出しておりまして、その上の10節 の印刷製本費の21万8,000円がこれに当たりま す。

続いて、中段以降はごみ処理事業となります。 こちらの事業内容は、家庭系一般廃棄物の収集 運搬、それと沢内清掃センター等の維持管理経 費を計上している部分になります。

10節需用費、修繕料として94万9,000円の中身は、項目としましてはごみ収集車1台の車検費用、それと架装部という機械部分の点検になりますけれども、車両とは別の機械部分の点検費用、それと清掃センターの中にあるブルドーザーの自主点検と修繕費用、ホイールローダーの自主点検と修繕費用にプラスして、センター内のもろもろの修繕費用として15万円を加えた総額で94万9,000円という内訳となっております。

それから、12節、沢内清掃センター等管理運営業務委託料として329万9,000円、また15ページに移りますけれども、ごみ収集及び運搬業務委託料として2,948万7,000円、これは沢内方面と湯田方面の2業者分となります。

1行下にあります資源ごみ中間処理業務委託料391万円が資源ごみ中間処理業務委託料となります。

それから、最終処分場等水質分析業務委託料198万円は法定検査となります。この198万円には、最終処分場等放射性物質分析業務委託料として59万4,000円が含まれております。これは毎年同じ説明になりますけれども、東日本大震災以降、毎年行われているもので、歳入でも国庫支出金の廃棄物処理施設モニタリング等事業として同額の59万4,000円が国から財源措置されております。

委託料の一番下、不燃物及びばいじん運搬処 理業務委託料1,266万1,000円は新規の業務とな ります。内訳を説明させていただきますと、不 燃ごみの収集については今まで同様、同じ形で 行います。清掃センターにストックされた不燃 物の、今度は運搬から破砕処理、さらに埋立処 理までを一括して民間委託しようとするもので す。1トン当たり15万円の単価で、予算では年 間65トンまでを見込んだ状態で計上しておりま す。税込みで1,072万5,000円となります。また、 可燃ごみを広域で焼却処理した際に発生する焼 却灰についても1トン当たり3万2,000円で、 年間55トン見込んでおりますけれども、税込み 193万6,000円、こちらを不燃物と合わせて総額 1,266万1,000円を計上した内訳となっておりま す。

最後に、2目し尿処理費は、し尿処理及び浄化槽のほうでくみ取トイレの収集運搬処理業務の事業となります。内訳は、し尿処理業務に業務委託料として536万円、これは2年度と同単価になりますけれども、10リットル当たりの67円を単価として、5年度は800キロリットルを想定しております。

もう一つ、収集した後の処理は北上地区広域 行政組合で行っておりまして、18節の負担金、 補助及び交付金の分賦金として組合から示され ております北上地区広域行政組合分賦金 3,323万8,000円を計上しておるところでござい ます。

続いて、歳入科目の説明に移ります。予算書 1ページにお戻りください。14款の分担金及び 負担金として14・2・1・1、分担金及び負担 金の総務管理費負担金としてIP告知端末設置 負担金とあります65万円は、新規13件掛ける1 件当たり5万円となる積算となっています。

それから、15款1項使用料ですけれども、その下の部分になります15・1・1・1、情報通信基盤施設使用料としての1,018万8,000円は、NTTが町内でサービスを提供するために使用している町所有の光ケーブル網を町がNTTへ貸し出して、その分を賃借料として収入と見込

んでいるものです。また、情報通信基盤施設宅 内設備使用料、いわゆる告知端末の利用料です けれども、過年度分含みで664万4,000円を見込 んでおります。

では、続いて15・2・2・2の清掃費手数料になります。し尿汲取手数料として536万円、これは先ほど申し上げました歳出におけるし尿処理業務委託料と同額を見込んで計上しているところでございます。

をれから、2ページになりますが、16款の国庫支出金で、戸籍住民基本台帳費補助金の通知カード・個人番号カード関連事務交付金610万6,000円について説明いたします。歳出における同カードの関連事務費負担金と、その同額に、それに係る必要経費を上乗せして財源として見込んでいるものです。10分の10の補助率の交付金となります。内訳の一つとしては、歳出の説明でも触れましたけれども、戸籍住民基本台帳事務費の中の通知カード・個人番号カード関連事務費負担金として国から示されている200万1,000円がありますけれども、これは人口規模に応じて提示された金額で、最終的にちょっと変わるかもしれませんけれども、これまでも同額で歳入としてあったものです。

また、町では昨年12月から郵便局へカードの申請支援事務を委託しておりますけれども、新年度においても引き続き実施する旨、委託料として122万1,000円も含んだものとなっております。そのほか通信運搬費ですとか消耗品、時間外手当からマイナンバーカードの専用プリンターの保守料など、カード交付に関係する費用の実績に応じて財源措置されるものですので、当初予算から計上しております。

続いて、16款、保健衛生費補助金の廃棄物処理施設モニタリング等事業費59万4,000円ですけれども、歳出における清掃費内の最終処分場等水質分析業務委託料198万円の中に入っているモニタリング等事業費59万4,000円を同額として国から措置されている部分がこの部分とな

ります。

最後に、22款諸収入になります。22・3・1・1、社会福祉費貸付金元利収入の消費者救済資金貸付金元利収入300万円は、歳出の社会福祉費の中で預託金として支出しているものの返還先がこの部分になるということでございます。

町民課における歳出と歳入は、簡単ですが、 概要は以上となります。よろしくお願いいたし ます。

委員長町民課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、3款民生費、4款衛生 費の質疑を一括して行います。質疑を許します。 淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

4款の衛生費についてでありますが、まず14ページのごみ処理費、課長から審査冒頭、大分丁寧なご説明がありましたが、ちょっと聞き漏らしてしまったかもしれませんが、この予算が対前年度比で1,268万6,000円ということですが、その主な要因というか、原因について聞きたいということと、その次のページ、15ページ、し尿処理費も、ここも前年度比で571万円ということで、ご説明によると、し尿処理業務委託料、前年と同額程度ということですが、これは北上地区広域行政組合の分担金がこの分上がったということなのか、まずその点についてお伺いしたいと思います。

委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

14ページのごみ処理費の1,268万6,000円、これの主な増額の要因なのですけれども、今年、5年度から不燃ごみの破砕から埋立てについてを民間業者のほうに委託して、委託料として計上した部分がほぼその部分の増額となります。それは、15ページの大体中段にありますけれども、不燃物及びばいじん運搬処理業務委託料として、ここで1,266万1,000円あります。最終処分場が満杯に近いということで、民間処理委託

したい旨の説明を前に政策研究会等でもお話しさせていただいたのですけれども、その部分、新規事業として増額となったものでございます。それから、もう一つなのですけれども、し尿処理のほうでの増額分は571万円の増額部分ですけれども、内訳として、一番最後の行にあります北上地区広域行政組合分賦金、この部分の3,323万8,000円、この部分だけで昨年度比で約600万円増額になっています。施設の改修費用がかさばるということで、5年度に大きな改修を予定しているということからの増額となります。

# 委員長 淀川豊君。

10番 増額分の主な要因については理解をしました。ごみ処理費について、第2次総合計画の後期基本計画のほうでもごみの量は減らしていかなければならないということで目標を立てております。ごみについては、持続可能な開発目標、SDGsにも関わってくる部分かというふうに思いますし、行政のほうでも積極的に推進をしていくということのお考えのようでありますが、令和5年度、ごみの量の減量化に向けて、何か特別考え方だとか活動であるとか、そういったことは令和5年度で実施するつもりなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

#### 委員長 高橋課長代理。

町民課長代理 令和5年度に具体的な対策ということで、減量化に向けての対策といいますか、 方策ということでは現在のところ予定はしておりませんけれども、この先容器包装リサイクル 法の絡みから、プラスチックに関しては、現在例えばバケツとか、そういったプラスチック容器とかもリサイクルのほうに回していけるというふうな法改正がありました。おいおいうちのほうの分別の仕方等についても、そういったところから見直しをかけながら回収し、リサイクルに回せるものと通常のごみとして処分していくものと、そういう分け方をしていくというようでごみの実際の量を減らしていくというよう

な対策を取っていきたいというふうに考えております。申し訳ございませんが、5年度の対策としては、今のところまだ検討段階ということでお願いいたします。

#### 委員長 淀川豊君。

10番 今後いろいろな考え方はあるようでありますが、やはり啓蒙だとか啓発は少しずつ工夫しながら、予算をかけなくてもできることがたくさんあるのではないかなというふうに思います。令和7年度に総合計画後期基本計画では、KPIで目標値も出ているわけですから、それに向けて、令和5年度ですから、5年、6年、7年と3年しかないわけですから、例えば教育の中であるとか、地域でとか、そういう分別カレンダーだけでいいということではないのかなというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

## 委員長 町民課長。

町民課長 委員おっしゃるとおり、予算をかけなくてもまだやれる伸び代の部分はあるというふうに私も思いますので、公衆衛生組合のほうにでも、活用という言い方はおかしいのですけれども、分別講習会等を開いている地区もありますし、それを広めてやっていきたいと思いますし、ごみを減らすというのはやはり分別を徹底させるのが一番だと思っております。そこについては、住民のほうには周知というようなかったので、ごみカレンダー等しかなかったので、ごみカレンダー等しかなかったので、ごみカレンダー等しかなかったので、ごみカレンダー等しかなかったので、そこについてはもうちょっと力を入れてやっていきたいなというふうに思っております。

## 委員長 髙橋宏君。

8番 私から1点、6ページの告知端末放送事業について、以前にもお願いというか、したのですけれども、今予算審査特別委員会も告知端末で放送されております。ただ、日中仕事に行っている方はなかなか聞けないという話をよくいただきます。チャンネル空いている部分があると思います。全員が、聞きたい方、聞かなく

てもいい方がいると思いますので、空いている チャンネルを使って、聞きたい方はそこで夜録 音した部分が聞けますよというようなサービス、 予算が大きく伴うものかどうかという部分はあ るのですけれども、そのような活用方法につい てはなされないのかお伺いいたします。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 確かに以前にも同委員さんからそのよ うなお話をいただいたことがあったのですけれ ども、確かに今告知端末のチャンネルは空いて いるのですけれども、そこを利用して録音した 部分を再放送するということになりますと、別 途サーバーが必要になります。今の構築にプラ スして機器を整備する必要があるので、どのぐ らいかかるかというのはこれからになりますけ れども、ただどこまで需要があるかなというの、 私のほうでも今のところ懐疑的な部分もありま したので、参考までにやろうとした場合はどの ぐらいかかるかという金額はちょっと調べてみ たいなというふうに思っておりますけれども、 あとは財政サイドと費用対効果も含めまして検 討になりますが、ちょっと検討する時間もいた だきたいなというふうに思っております。

#### 委員長 髙橋宏君。

8番 では、その他空いているチャンネルの活用ということについての何か新しい方策等はないのでしょうか。空いているチャンネルを活用するというような検討というか、利用法はないのでしょうか。

## 委員長 町民課長。

町民課長 告知端末のチャンネル、目盛りというか、つまみに書いている数字上は空きはあるのですけれども、実際サーバー上では今空きがないので、5チャンネルとかそういうやつを使おうとした場合は、どこか1つ追加して使おうとした場合は、どっちみちサーバーと機器が必要になるという状態でございます。

# 委員長 刈田敏君。

1番 11ページの防犯灯についてちょっとお伺

いします。

リース7年目で、あと3年ということなのですけれども、これリース以降、どういう考えを持っているのかということ。

それと、頂いた街灯もあると思うのですけれども、リースの数というのは何個で、全体として町が管理しているのはどれぐらいになるのかなということ。これは、防犯面から見てどういうものなのかなとすごく思います。凶悪な犯罪がかなり今増えてきているので、その辺の考えがあればお聞かせください。

電気料について69万円、これは見込みだと思うのですけれども、電気料金というのはどこのあれに入るのか、ちょっとそれも含めてです。電気料が値上がりすれば、これ以上に増えていくのかなということもありますけれども、いずれ現状維持というのは必要なことだと思いますので、その辺お願いします。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 委員がおっしゃられたのは、11ページ の光熱水費の部分になりますね。ここについて の430万9,000円というのは、町のほうで管理し ている防犯灯に対する電気料金になりますし、 先ほど管理している……その前に10年リースが 終わった後の更新ということでしたけれども、 10年リースが終わりますと、リース物品ではな くて町所有のものになります。なので、町で管 理していくことになるのですけれども、当時、 平成29年にはとにかく町全体にあった白熱灯だ ったり、LEDのやつもあったのでしょうけれ ども、それを全部LED化にして、リース物品 にしたということもあります。なので、10年後、 今からあと3年ですか、になると、もしかした ら壊れている部分もあるかもしれないと、そこ については毎年5基ずつ寄贈いただいているこ とが前提なのですけれども、それを当てにして、 改修が必要だったり、取替えが必要だったりし た部分にはそれを当てていきたいなということ も考えておりますし、そのタイミングになるか

どうか分かりませんけれども、町内全部の防犯 灯を確認しまして、ここは必要だとか必要では ないとかというのはもう一回再精査する必要が あろうと思いますので、その場合には余分なと ころから持っていけるかどうか分かりませんけ れども、寄贈いただくやつ、あるいは寄贈して いただく場合は低圧線が通っているところでは ないといけないとかいろんな条件が寄贈されれ ばあるのですけれども、そういうのに対象にな らない部分であれば、町のほうで今同様、新規 で町の負担で立てて、設置していく必要があろ うというふうに考えておりますので、それがリ ース物品なのか、町所有の防犯灯になるかだけ の違いであって、防犯灯に対する考えは今まで と同じように引き続きやっていきたいというふ うに考えております。

それから、管理している防犯灯の数ということだったのですけれども、平成29年10月にリース、10年リース契約になっている物品については全部で1,213基あります。それと、町が所有して、町が単独でつけたやつとかは今現在全部で62基あります。それと、寄贈いただいているやつが59基ありますので、全部合わせて台帳では1,334基ということになっております。

防犯面の効果ということなのですけれども、 地区で持っていて、地区の管理もちょっと難し くなってきたので、これ町のほうに寄附するか ら、町のほうで引き続き管理していただけない かというお話を何年か前にいただいて、それの ほとんどが白熱灯による防犯灯だったので、寄 贈いただける5基に切り替えしながら、町のほ うに今取り入れて管理しているのですけれども、 その際に取りあえずその部分については全町見 に行きました。設置に優先的につけたいなと思 っているのは、町のほうでも基準をつくりまし たけれども、通学路であるとかそういったとこ ろ、人が利用する道路だけれども、暗いなとい うところを優先的につけてきたのですけれども、 県道については比較的明るいので、それから町 道に入った部分については、防犯上ちょっと暗くて大変ではないかという部分もありますので、 LEDになったことでちょっと明るくなった部分もありますけれども、効果はあると思います。 また、白熱灯と違って、LEDにすると虫が 来ないので、その部分で大きくよくなったなと いう声はよく聞かれますので、その部分につい ても評価して、どんどんつけて、暗いと言われ ている部分、話だけではなくて、こっちで実際

夜行ってから確認して、つけていくのは今まで

もやっておりますけれども、引き続きその方向

でやっていきたいなというふうに思っておりま

#### 委員長 刈田敏君。

す。

1番 暗いか明るいかと、これごみは減らした ほうがいいのだと思うのですけれども、街灯の 場合は増やしていかないと、やっぱり西和賀町、 暗いですよね。ほかから来た人たちも大変暗い と言うので、リースの時期が終わることも勘案 していいのですけれども、いずれ要所要所は明 るくするような方向だろうし、あとは地区から の情報というものをきちっと町とつながるよう にして、情報収集しながら、そこら辺は自ら行 ってみてもこれはしようがないと思うので、そ の辺地区からの情報を得られるような、ごみも ですけれども、そういうやっぱり町民と会話す るようなことも必要だと思うのですけれども、 その辺いかがですか。

# 委員長 町民課長。

町民課長 お答えします。

地区からの要望ということなのですけれども、これまでは毎年区長会議というのがありまして、今代表者会議になりましたけれども、その場で設置を希望する箇所はないですかということで、定期的には皆さんから要望はいただいているところですので、それは随時受け付けていますので、防犯協会の総会のときにもお話しさせていただいたのですけれども、一度に要望に来られても全員に対して設置するのは難しいですけれ

ども、優先順位をつけさせていただきまして、 こちらのほうでリストを作っていますので、そ れに沿って順次やっていくので、要望は承りま すということはまた引き続きやっていきたいと 思っております。

#### 委員長 髙橋輝彦君。

6番 抜粋の7ページの中段であります。急発 進抑制装置設置事業ですけれども、2年目の事 業ということなのですけれども、1年目の実績 はあったのか伺います。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 1年目の実績なのですけれども、申請 件数2件の障害物検知機能なしのほうだったの ですけれども、2万円掛ける2件について申請 いただきまして、支払い済みとなっております。 委員長 髙橋輝彦君。

6番 2件ということだったのですけれども、 令和4年のときも同じ額ぐらいだったですか、 これ予算的には。令和5年、たしか1件四、五 万円というような記憶しているのですけれども、 そうすると令和5年はその倍ぐらいの予算を取 っているというような感じになるのかなという 思いですけれども、どうなのですか、実際これ からもついていくような雰囲気というのはある のですか。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 令和4年度の当初の予算は50万円でした。今回3月補正でマイナス30万円にしたところなのですけれども、一応規模縮小した理由なのですけれども、当初は予算が間に合うかどうかというのも実は心配していたところなのです。内訳としては、障害物検知機能つきというのが4万円ほどしますと、検知機能なしは2万円ほどしますということで、総額50万円を計上していたものなのですけれども、やっぱり最初は予算が間に合うかどうかということを心配していたぐらいのなですけれども、10割補助でもなくて、自己負担も発生するものなので、その点が申請する方たちにとっては申請件数が伸びなか

った要因なのかなというふうにも思っております。また、つけたいなという方がいらしたとしても、希望される方であっても、近い将来の新車買うときでいいかなというような判断も多分にあったのかもしれないというふうに今思っております。

昨年の予算委員会で張り切って説明したので すけれども、思ったほど申請が伸びなかったの で、問合せが来る場合は整備工場さんからがほ とんどなので、そちらのほうにも確認して、今 申請する予定はどうかなというのは状況を確認 した上で、今回3月補正で減額させていただい たのですけれども、一応5年度はこの予算でま ず様子を見て、状況を見て、6年度の予算を検 討していきたいと思っております。その年につ けたやつをその年でないと申請できないという ことではなくて、一応これはほぼ新車に標準装 備となるまでのおおむねの期間として令和6年 度まで実施したいという意向でやってきたので、 5年度、もし仮に殺到して予算がなくなった場 合でも、6年度のほうに回していただけるよう な対応をしたいと思っているので、その辺状況 を見ながら、6年度の予算を決めていきたいな というふうに思っておりますし、今言ったよう に自己負担も発生する部分なので、申請者が多 く来ていただければありがたいなと思ったので すけれども、そうでもない状況なので、そこは 状況を見ながら対応していきたいと思っており ます。

# 委員長 髙橋輝彦君。

6番 非常にいい事業なのだろうなというよう な思いはあるのですけれども、前回もこの質問 をさせていただいていましたけれども、検知シ ステムをつける方も実際にはいらっしゃるということなのですけれども、交通安全の観点から 考えますと、免許を返納した方に対する補助も 考えたほうがいいのではないのかなというよう なことも前回申し上げたような気もしますけれ ども、例えばですので、タクシー券を交付する

だとか、電車を活用していただくために割引券 とかというのはないのかな、定期券とか発行す るだとか、そういうふうな交通安全の観点の考 え方というのはないのかどうか伺います。

### 委員長 町民課長。

町民課長 前回そのようなお話をいただいたことも承知しておりまして、そのときもお話しさせていただいたのですけれども、ぜひおでかけバスを利用していただきましてということなのですけれども、町民課だから言うわけではないのですけれども、65歳以上ではなくてもマイナンバーカードを提示していただくとただになりますので、ぜひそちらのほうを利用していただればなというふうに思っております。返納された方について、特段町民課のほうで何か事業として配布するとかというのは今のところ検討していないのが実情でございます。

## 委員長 髙橋輝彦君。

6番 今おでかけバスのお話があったのですけれども、当然町内の場合はおでかけバスを利用していただくのがよろしいかなとは思うのですけれども、全町くまなくおでかけバスが行っているわけではございません。そういう方々もありますし、あと町外に出かける方もあるのかなというふうに思ってございます。そういう部分に配慮することも町民の方々の声に耳を傾けるというふうな、そういう姿勢も必要で、検討していくべきことではないのかな、町民課にはぜひその部分も考えていただきたいなというふうに思います。何かありましたらば。

# 委員長 町民課長。

町民課長 ぜひ検討させていただきたいと思います。

# 委員長 髙橋和子君。

4番 2点についてお伺いしたいと思います。 先ほどから出ている部分ではございますが、 ごみの問題のところで、ごみ袋に名前を書くの は驚きだとよそから転入している方がおっしゃ るのですが、そういった部分でのご検討された かどうか。名前を書かずに何かいい方法がある のかどうか。

そのことと、あと先ほど同僚委員から町民への周知の点でご答弁がありましたが、どうしてもごみ関係は女性が多く扱いますので、そういった方々への周知はいろいろ団体もありますので、ご検討されているかどうかお伺いしたいと思います。

もう一つは後で。

## 委員長 町民課長。

町民課長 ごみ袋に名前を書くという点について ですけれども、燃えるごみ、燃えないごみ、曜 日によって今日は何を持っていく、何を出して いただく日だとかという割り振りがあるのです けれども、その場合に、これに缶が入っている から駄目だとかという形で置いていく場合があ ります、収集される方が。地区によっては、誰 が捨てたごみだか分からないと、誰に持ってい けとかという指示もできないということで、名 前があることで適宜対応が早いという話もあり ますので、そういったことで紆余曲折あったの でしょうけれども、今こういった形になってい るということなので、それはそれで一理ありま すので、公衆衛生組合のほうとも話はしている ところですけれども、名前を書く点については ぜひご理解いただいて対応していきたいなとい うふうに思っております。

それと、もう一点、ごみを扱う方は女性の方が多いということでしたっけ。すみません。ちょっとよく聞き取れなかったので、もう一回よろしいですか。

## 委員長 髙橋和子君。

4番 ご存じかと思って、控え目にしゃべりましたけれども、家庭でごみを出す場合に、もちろん男性の方々もやっていらっしゃる家庭も増えてきていると思いますが、多くは分別したり、準備して、そしてあとご主人に持っていってもらうとかというようなことも多々あるかなと思います。往々にして西和賀は結構高齢者が多い

ので、習慣的に女性がやるような家庭も多いのではないかなと思います。男性のほうが多ければ、あえて申し上げなくてもいいですけれども、そうしますと扱う当人にいろいろご指導されると、そういったごみの分別やごみを減らす、そういった工夫なども出てくるのではないかなと思います。そうするときに、1軒1軒言って歩くのも無駄なことですから、いろいろサークルや集団があります。例えば大きい集団でいけば西和賀の婦人会がありますので、そういったところと連携しながら、一緒に話合いをしながら、どうするかというふうなことでやって考えてもらいますと、それぞれの工夫で減らしていくこともできるのではないかなと思います。そういうことです。いかがでしょうか。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 周知については、男性、女性という意識なくやっていたのですけれども、分別講習会ですとかというのも公衆衛生組合単位でやることも、今実際やっていますし、出前講座であればどこにでも行って説明いたしますので、ぜひ今婦人会とも連携してというお話ありましたけれども、出前講座を活用していただいて、うちの職員が行って説明するのはどんどんやっていきたいと思いますので、それは周知のほうでできるのかなというふうに思っております。

# 委員長 髙橋和子君。

4番 各家庭では、それほど出前講座を受けたいと思っていないかもしれないのです。ただ、行政として、そこに課題があるなら、行政の規模として、町民の皆さんの考え方を変えてもらうというふうなこと、そういったことではないかなと思います。町民から必要があれば、出前講座してくださいと既に来ているのではないかなと思いますが、これまでのお話ですと、今お話かったように、ごみの袋に名前を書くということが、分別のうまくないことでそういったことが必要だということであれば、きちっと分別さえされていれば名前は書かなくてもいいわけ

ですよね。最近は、そういった分別もきちんとなっているのではないかなと私なんかは感じて、自分の地域しか見ていないから分からないのですけれども、そういったこともちょっと顧みてどうでしょうか。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 名前を書かないと、多分分別はルーズ になっていくというふうに思っています。 やっぱり名前を書くということは責任を持った状態 で出しますので、置いていかれないような分別 をして、ちゃんと出すという意識につながるのだというふうに町民課としては思っておりますので、ぜひそこについても出前講座を利用していただいて、どこにでも説明しに行きますので、やっていただきたいなと思っております。

#### 委員長 髙橋和子君。

4番 ちょっと平行線みたいですけれども、かなり信頼してもいい状況になっているのではないかなと思いますけれども、しばしまた様子を見ることにしましょうか。

それで、もう一点ですけれども、告知端末の ところなのですが、告知端末、新規に転入され てこられた世帯で導入されていない、配置され ていないご家庭というのもあるのですか。

# 委員長 町民課長。

町民課長 あるかと思いますが、その世帯についてはちょっと把握していないです。当時というか、今でもそうなのですけれども、申請に応じて、こっちで新規に環境をつくりますので、申請がなければ告知端末は設置していないと思います。

例えばアパートですとかというのは大家さんのほうで全部つけますし、それを利用する、利用しないかは入った方のほうで決めることなのですけれども、例えば新築した一軒家について、新しい方が入ってきたといった場合は、そのおうちに前の方がつけている、つけないもいろいろありますけれども、一応申請主義なので、誰が入ってきた、あそこについていないなという

ような把握の仕方はしていないので、申請があったものについてのみの管理となります。

委員長 髙橋和子君。

4番 申請する場合に、お金はどれぐらいかかりますか、各世帯が負担する分としては。

委員長 町民課長。

町民課長 新規設置の場合の負担金は5万円いただいております。

委員長 髙橋和子君。

4番 そうすると、告知端末導入したいという ことで申請すれば、5万円で済むわけですね。 そのほかにはかからないですね。

委員長 町民課長。

町民課長 あとは、年間の利用料が3,600円ずつかかっていきますし、負担金5万円以外、そのおうちの状況によりますけれども、10万円とか20万円とか実際かかっています。その部分のうち5万円だけいただいているというのが状況です。

委員長 髙橋和子君。

4番 分かりました。入れるのにすごくお金かかって大変で、入れないでいるという声がありましたので、それで5万円で済んで、あとは利用料でいくとすればいいかなと思いますので。

そうしたら、新規に入ってこられた方が申請しないからいいのだというのはちょっとおかしいのではないですか。だって、緊急の放送とかであったら、その家庭は何も知らずに過ごすわけです、町民として。やはり知らないかもしれないし、どうやったらいいかも分からないというか、いろんな場合があると思いますので、お勧めして、どうですかということは必要ではないですか。

委員長 町民課長。

町民課長 新規に転入されてきてという方の場合 は、多分窓口のほうで告知端末のお話はしているはずですので、そこで判断していただいて、 考えてみてくださいということでお話はしているはずです。

委員長 髙橋和子君。

4番 それは型どおりの話です。入れないときは入れない理由があるわけですから。そうでしょう、だって。入れられなかったら入れられない理由があるわけですので、町民がどういう実態にあるのか聞いて、緊急情報がしっかり町民に届くような体制は必要ではないかなと思うのですけれども、申請主義だから、今はそういう事務的に済ます世の中ですけれども、西和賀町はそういう町ではないと思いますが。

委員長 町民課長。

町民課長 告知端末は入れていただきたいというのは、町のスタンスとしては、告知端末はぜひ入れていただいて利用していただきたいし、情報発信のツールとしても大事なものですので、効果的なものですので、入れていただきたいのはやまやまなのですけれども、ただではないので、やっぱり5万円かかるということであれば、そこまで強く言えないというのが実情です。ぜひ入れていただけるように、窓口のほうでも転入してきた方については、お話は引き続きしていきたいなというふうに思っております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私、1点お伺いします。

交通安全対策費の交通指導員の隊員数と、それから防犯対策の隊員の隊員数、何名ずつだかちょっとお知らせ願います。

委員長 町民課長。

町民課長 交通指導員については、全町で12名おります。防犯隊員については、全町で29名おります。

委員長 北村嗣雄君。

2番 活動状況なのですけれども、ちょっとそれをお伺いしたいのですが、あまりにも活動謝礼というか、報償金が防犯隊のほうが少ないものですから、最近交通指導員の活動といってもあまり道路で見かけないのが通例になってきているので、交通安全期間とかでも。ちょっとその辺どういう状況なのかお伺いします。

委員長 町民課長。

町民課長 交通指導員と防犯隊は、そもそも成り 立ちが違って、活動内容が違うのですけれども、 なかなか最近道路で見ないというのは、この二、 三年はコロナ禍でイベント自体が中止になって いる部分が多くて、前は錦秋湖マラソンだった り、湖水まつりだったり、各地区のイベントだったり、雪あかりだったりとか、交通誘導だったり、防犯上のパトロールだったりというのを 要請あって活動していただいていたのですけれ ども、収束に向かっている状況ですので、また 今年度あたりから各地区で活躍していただける 場も増えるのではないかなというふうに思って おります。

金額についてですけれども、交通指導員については、前は特別職という位置づけで活動していただいていた役職の方たちです。交通指導員の場合は、令和2年かな、特別職の改正によって有償ボランティアというふうな位置づけになって今に至っているわけですけれども、ただやっていただいている内容は交通指導員の方たち、同じことですので、それと同額に相当する金額を報償費で出しているというところが現状でございます。

## 委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。ただ、現状というか、今までは交通指導員というのは、活動に対しても出るにしてもらったと思うのですけれども、ただ、今までの例がというか、現在に至って防犯活動の謝礼が1万7,000円ですか、そんなものですから、ちょっと少ないような感じもする。

それから、交通指導員の169万7,000円の予算が出ていますけれども、これが今後も活動されることは確かでしょうけれども、適正なのかどうかなと思って、その辺再度お伺いします。

#### 委員長 町民課長。

町民課長 今北村委員おっしゃっているのは、11ペ ージの活動費謝礼の1万7,000円のところでし ようか。

2番 はい。

町民課長 ここの防犯隊のほうは、この1万7,000円が全てではなくて、もうちょっと下に行きますと、12ページの一番最後に西和賀町防犯協会補助金というのがあります。これを防犯協会のほうに出しまして、防犯協会のほうから防犯隊のほうにお金が行っているということなので、こちらの金額で防犯隊のほうにはお金、活動費として出しているというふうに認識いただければと思います。

## 委員長 北村嗣雄君。

2番 そうしますと、防犯隊のほうには29名の中にこの数字ですね、34万幾らの。それにしても何かあまりにも少ないように感じるな。少ないという意味は、活動状況にもよるのでしょうけれども、一応理解しました。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた します。

以上で町民課が所管する一般会計の審査をひ とまず終わりたいと思います。これにご異議あ りませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の企画課の審査に移るため、2時20分まで休憩いたします。

午後2時07分休憩午後2時20分再開委員長休憩を解き会議を再開します。

続いて、企画課の審査を行います。企画課が 所管するのは一般会計、2款総務費、12款公債 費、14款予備費であります。企画課長から事業 の説明を求めます。

企画課長。

企画課長 企画課でございます。よろしくお願いいたします。初めに、当課の出席者を紹介させていただきます。課長代理の刈田明宏です。主査の高橋祐征です。主任の笹井徹です。同じく主任の有原隼人です。同じく主任の内記杏です。

最後に、私は企画課長の吉田博樹です。どうぞ よろしくお願いいたします。

それでは、当課の主な事業について、お配りしております令和5年度一般会計予算歳入歳出明細書、企画課分により主な歳出の内容について説明させていただきます。6ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、職員人件費につきましては5,070万4,000円、こちらは企画課職員の人件費になります。

2目文書広報費、広報事務費541万9,000円は、 広報西和賀の印刷代と、町のホームページの保 守管理委託料等になります。

7ページをお開きください。3目財政管理費、 財政事務費232万3,000円は、予算書等の印刷代 と地方公会計財務書類作成業務委託料等になり ます。

5目財産管理費、基金造成事業9,004万8,000円は各基金の積立金です。がんばる西和賀応援基金積立金9,000万3,000円の積立ては、ふるさと納税に係る寄附の2分の1の額9,000万円の積立てと預金利息の積立てを見込んでいます。その他の基金につきましては、預金利息の積み立てを見込んでおるところでございます。

6目企画費、企画調整事務費113万6,000円は、 企画課の一般事務経費となります。

8ページ、雪国文化研究所管理運営費432万 8,000円は、雪国文化研究所の管理運営に要す る経費でございます。

地方交通路線対策事業3,948万円は、おでかけ バスの運行に要する経費と湯けむりタクシーの 運行維持補助金でございます。

9ページをお開きください。総合計画推進費 14万8,000円は、第2次総合計画後期基本計画 の進捗状況確認や検証などの委員会開催に係る 基本構想審議会委員の委員報酬2回分を予定し てございます。

地域公共交通活性化推進事業23万円は、地域公共交通活性化協議会の補助金となります。

9目、行財政改革推進費7万円は、行政改革

大綱の進捗状況の確認や検証などの委員会開催 に係る行政改革審議会委員の報酬及び旅費でご ざいます。

5項1目、統計調査事務費6万8,000円及び10ページになりますが、2目、基幹統計調査事務費33万3,000円は、主に住宅、土地統計調査に要する費用でございます。

12款1項1目元金、地方債償還元金6億7,727万8,000円及び2目利子、地方債償還利子4,987万4,000円は、一般会計の地方債の償還費用でございます。

14款予備費は、500万円とするものでございます。

なお、予算説明書は13ページが企画課分ということになります。

当課からの説明は以上のとおりでございます。 ご審議の上、よろしくお願いいたします。

委員長 企画課長の説明が終わりました。

これより2款総務費、12款公債費、14款予備費の質疑を一括して行います。質疑を許します。 淀川豊君。

10番 私からは、2点ほど質問させていただき たいと思います。

初めに、8ページの雪国文化研究所管理運営費ということで、432万8,000円ということで予算計上されておりますが、町長の施政方針等でも雪という資源、あるいは後期基本計画の中でも雪をもっともっと意識した、まちづくりに生かしていくというような答弁あるいは説明が多々あるわけですが、令和5年度、この雪国文化研究所の活動の中で、これまで以上に雪を意識したような、そういう活動をされていくことなのか、具体的にその活動についてお伺いしたいと思います。

もう一点ですけれども、その下の地域交通路 線対策事業ということで、町民バスの委託料が ありますが、おでかけバス等、朝早くから、少 し暗くなってもまだ走っています。吹雪のとき も走っていたりして、個人的にはそういう姿を 見て、すごく勇気づけられることは多々あるなというふうに思いますが、その利用状況というか、誰も乗っていなかったり、もちろんたくさん利用されている便もあるわけですが、そういったところも目につきますが、令和5年度、例えば路線であるとか、時間だとか、便数だとか、本数、そういったところに変更点はあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

初めに、雪国文化研究所管理運営費についての部分についてお答えしたいと思います。雪国文化研究所は、皆さんご承知のとおり、雪に関する専門的、技術的事項について総合的な研究を行い、雪国における生活、文化の向上を図るため設置されたものでございます。

活動の内容でございますが、1つには雪に関する基礎調査の研究、具体的にいいますと積雪量調査、雪質、雪の質量というのですか、そういったものの調査、あとは融雪の調査などがございます。

2つ目には、雪の活用に関する調査研究をしてございます。雪冷熱の利用検討であったり、 先進地事例の内容の入手といいますか、そういった部分もやってございます。

3つ目に、雪国の文化に関する調査研究という部分でございますが、志賀来に雪国文化研究所を設置しておりますので、その辺の志賀来周辺に見られる自然や文化、そういった部分についても調査研究をしてございます。

もう一つには、4つ目でございますが、研究 成果の公開ということで、研究所内での資料展 示の形で見学者への対応などもしてございます。

あと、5つ目には講師の活動などでございます。今年といいますか、近年、特に増えてきておるのですけれども、各小学校、中学校、そして高校などから今までの蓄積された雪国文化の研究成果などについて、講師活動をしているというところがございます。

予算の内容でございますが、研究員の報酬、 共済費、費用弁償のほか、研究所の管理に係る 予算の合計ということで、432万8,000円の予算 を見込んでおるところでございます。

令和5年度の主な取組という部分でのご質問もございました。雪を中核とする地域ブランド、 具体的にはユキノチカラプロジェクトと雪国文 化研究所のコラボレーションについて、今協議 を継続してまいりたいというふうに考えてございます。雪国文化研究所が蓄積してきた研究成 果をユキノチカラの商品の裏づけとして、ブランドの信頼向上の取組や観光アクティビティー、 雪をテーマとした活動の広がりによる志賀来地 区の活性化に向けた取組を今年度取り組んでいきたいなというふうに考えておるところでございます

ほかには、もちろん継続して雪冷熱の活用の 分野であったり、雪による付加価値をつけるこ とによって食品の開発とか、そういったものが できないかという部分についても研究を引き続 き行っていきたいと思ってございますし、雪国 の安全な暮らしについてもそういった多方面か ら情報収集、そしてまた発信をしていきたいと いうふうに考えてございます。

以上の取組を令和5年度の予定としてございますが、予算的な裏づけというのは現在のところはございません。今後協議、研究の中で具体的になった段階で予算計上をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、地方交通路線対策事業の部分についてのご質問でございます。利用状況等についてのご質問がございました。初めに、運行の状況をちょっとお話しさせていただきたいと思います。ルート的には貝沢線、沢内線、山伏線、あと集落を回るおでかけバスということで、4本ほど走ってございます。貝沢線につきましては、1日当たり9便から10便、土日の場合は7便走ってございますし、沢内線は1日当たり2便から3便、土曜日は運行してございません。山伏線

につきましては、1日当たり2便です。2便を 運行してございます。これは、金、土、日、月 という形で運行してございます。あと、おでかけバス、各集落を回る運行のバスでございます けれども、これは湯田、沢内、それぞれ1日当 たり午前2便、午後1便の合計3便を運行して ございます。今年度は、2月末時点での数値と いうことになりますけれども、町民バス全体集 計になりますが、4万5,558人の利用をいただいてございました。昨年度同時期、2月末の時点では4万4,324人ということで、1,234人ほど 利用状況とすれば増えてございます。前年度は、確かにコロナが特にひどかったというのもありますので、徐々に回復傾向がこのバスのほうにも見られるのかなというふうには思ってございます。

あと、時間帯ごとの利用の状況についても先ほどお話ございましたが、西和賀高校の通学時間帯である7時台から8時台、あとは下校時間帯である5時から6時台が多く利用されてございます。町では乗降調査を年1回ほどやっているのですが、今回は12月5日にやってございますけれども、ほっとゆだ駅発、朝7時5分発の乗車状況を見ますと、まず6人ぐらい乗っていましたし、同じく8時25分発では36人ほど、そのほとんどが高校生の利用でございました。あと、貝沢発というのもございますが、やはり朝7時5分のバスが最も多く利用されていまして、22人乗車ありましたが、そのうち20人は高校生というような利用状況でございます。

帰りの便についても、その統計状況を見ますと、やっぱり高校からの乗車という部分が非常に多く見受けられたところでございます。日中のほうを見ますと、確かに利用状況はぐっと落ちてしまいますが、高校さんのほうからの依頼といいますか、要望もありまして、夕方の便の便数を令和3年から4年度にかけて1便増やしていました。やっぱり下校時間の対応というのをしてほしいという部分がございまして、早め

帰られる方、部活が終わってから帰られる方という形での平準化は図られてきていますので、 バスを見たときにちょっと薄いなというふうに 見られるところもあるかと思います。

あと、まさに午前中、お昼台の時間帯ですと、 利用状況を見ますと、やっぱり少ないという部 分は見えてきますが、それなりに病院の帰りの 分として、どうしても集落を回るおでかけバス に間に合わないとか、そういった部分での活用 なども多く見られるようですので、現状の利用 状況を見ながら、今後運行体制については判断 をしていきたいなというふうに思っています。

以上でございます。

### 委員長 淀川豊君。

10番 地域交通路線対策事業等については理解 をしました。路線あるいは便数、その時間につ いては、これからも随時いろいろな検討をされ ながら、要望があれば、それもまた検討してい ただいて対応していただければというふうに思 いますが、雪国文化研究所でありますが、令和 5年度ユキノチカラとのコラボを考えていると いうようなことでお話をいただきました。個人 的には、雪国文化研究所の研究員の報酬が250万 円程度ということで、今のような金額でいいの かということもやはり少し疑問に思うところも あります。また、雪国文化研究所がこれから将 来にわたって継続していけるのか、いけないの かということも含めて、今から考えて手を打っ ていかないと、なかなか持続可能な、そういっ たことはできなくなってしまうのかなというふ うに思っております。

ぜひ町長、雪というところに地域資源として少し重きを置いて、今後まちづくりをやっていきたいということでありますので、ぜひ目に見えた形で雪国文化研究所の研究員、あるいはそのデータであったり、そういった活用をもっと積極的にやっていただければなというふうに思いますが、町長、どうですか。

委員長 町長。

町長 お答えいたします。

私自身も雪国文化研究所の今後の持続性、将来性が今これからの数年の活動にかかっているという思いでもおります。といいますのも、雪国文化研究所に関わらせていただいたのは役場職員時代からで、しかも30年以上の歴史となりました。その間の若干研究員の入れ替わりはありましたけれども、その蓄積はかなりあるという自信は持っております。しかし、それが私たちの地域づくりであったり、暮らしにどういうふうに生かされてきたかというと、残念ながらなかなか響かないものがあるのではないかなというふうに思っております。

ただ、ここに来まして、そのユキノチカラというネーミング的には何で雪国文化研究所を30年やっていて、こういう言葉が出てこなかったかなという残念な面もございますが、むしろ今そういう名前をいただいて、力を発揮できるような場面はいただいたのではないかなという思いで、ここから二、三年が勝負だなという思いであります。

いろいろ取組については、先ほど課長からお話ししましたので、あえてという部分はありますが、ユキノチカラに関しましては連携を取るように協議会の事務局の加藤さんともこの間情報交換する、その道筋はつけさせていただきました。ユキノチカラについては、いろいろなものまうでも商品化ですが、おりまずで、まだまだいております。例える形で、まだまだいております。例えるだけ見える形で、そういうのを発展させつつ、できるだけ見える形で、そしてまた生活にもそういうのが生かされたなというのを発現させていただきたいなという思いで取りかかりたいと思っております。

#### 委員長 髙橋宏君。

8番 私からもおでかけバスというか、町民バスについてなのですけれども、一番大きな目立

つ色のオレンジ色のバスが、特に昨年来、少し修理、故障ということで動かないことが数回見られるようです。購入したときにも、一般的に考えてもかなり格安での購入でした。大丈夫ですかというようなことをお聞きした記憶はあるのですけれども、まず10年ぐらいは使えるだろうということでの購入と聞いております。ここへ来て、修理、修繕がかさんできて、本当に10年使用できるのか、今年度大きな修理とか、もしかして部品等の欠品で買換えということの事態にならないか、そういうような見通しというか、そういうことについて課としてどのように把握しているかお聞きいたします。

## 委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

まず初めに、大型のオレンジ色のバスの修繕の状況ということでお答えしたいと思います。 今代替で何度かというお話ございましたけれども、私どもちょっと調べさせてもらっている中では、4月に車検ございまして、車検の際、代車ということで、町の福祉バスで運行したという経緯ございますが、あとそれ以外は運行に支障になるような形で代替したというのは特に記憶してございません。例えばランプが切れたので、ちょっと修理に出したとかというのは、運行していないタイミングを見計らっては出させてもらってございます。

あと、大型購入の際、確かに300万円弱ぐらいの中古車購入ということでございました。確かにご質問を受けていまして、その際10年というお答えはしていなかったように、ちょっと答弁を確認させてもらったところ、まだまだ使えそうですという答弁を私させてもらったのですけれども、そのまだまだが今お話あったように、確かに経年劣化という部分は進んでくるものというふうには認識してございますので、その辺は更新の計画等を定めながらやっていきたいなと思ってございます。今交通計画の策定も進めていまして、その中にもある程度更新という部

分は明記させてもらいたいなというふうに思ってございます。ただ、町で車を持つのがいいのか、それともリースがいいのか、全て委託したほうがいいのか、いろいろやり方あると思いますので、その辺は今後検討しながら進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### 委員長 髙橋輝彦君。

る番 私は、先ほどの雪国文化研究所のことで別の角度から質問させていただきたいと思いますけれども、町長のお話にもあったように、これからいろんな研究、それからユキノチカラとのコラボレーションとかということ、様々志重要来地区の活性化とか、どんどん、どんどん重要になってくる部分なのかなというふうに思っております。やるべきことも増えてくるのかなというふうに期待しておりますけれども、今1人体制になっているのかなと思いますけれども、ずっと1人体制でいかれるのか。これだけそういう仕事も広い範囲の仕事になってくるのかなというふうに想像できますし、持続的なことも考えて2人体制というようなことは考えていないのかどうかお聞きします。

# 委員長 企画課長。

企画課長 お答えしたいと思います。

雪国文化研究所研究員の勤務体制という部分でのご質問でございますが、現時点で来年度要求している部分は1人分ということで人件費を要求させてもらってございます。研究員も高齢といいますか、年齢も年齢になってきますので、今後のことにつきましては、先ほど町長からも話がありましたように、今後の展開を含めながら、体制も含めて、いろいろ検討を重ねていかなければならない部分というふうには認識でございます。来年から2人にするとかということではなくて、いろいろ今後の進め方、方向性に沿った形での対応というのは、今後検討は必要になってくるものというふうに認識してございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 1件お伺いします。

歳入の件なのですけれども、2ページの地方 交付税が昨年度より1億5,000万円ほど増額に なっているのですが、あくまで予算ですけれど も、見込まれる根拠というか、基本的な考え方 をお伺いします。

委員長 企画課長。

企画課長 お答えします。

地方交付税の増額の部分についてのご質問で ございます。国のほうで、毎年地方財政計画と いうものを策定してございます。そこでいろい ろ伸び率等を出してくるわけなのですが、今年 の計画によりますと、国税収入の伸びを受けて、 プラス1.7%増加というような形で発表されて ございまして、あと人口減少である程度減少は 見込まれますけれども、大きくは落ち込まない だろうという試算の下での今年度の交付税の額 を算定し、見込んだところでございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 あくまで予算ですが、期待どおりに見込まれれば大変結構だと思います。まず、期待しております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた します。

以上で企画課が所管する一般会計の審査をひ とまず終わりたいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで次の観光商工課の審査に移るため、3 時まで休憩いたします。

午後2時47分休憩午後3時00分再開委員長休憩を解き会議を再開します。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光 商工課が所管するのは一般会計、5款労働費、 6款農林水産業費、7款商工費及び温泉事業特 別会計であります。

それでは初めに、一般会計、5款労働費、6 款農林水産業費、7款商工費について観光商工 課長から事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 よろしくお願いします。それでは、 令和5年度観光商工課所管の予算編成について ご説明を申し上げる前に、委員各位にはご協力 いただきまして、人材研修の場としても活用さ せていただく趣旨により、本課からも主査以上 の職員である5名を随行させていただきました。 出席者を紹介いたします。為田課長代理、古桑 観光振興特命主幹、高鷹主査、高橋主査で、北 島主査です。改めまして、よろしくお願いいた します。佐藤でございます。

なお、必要に応じまして課長代理からも答弁 をさせていただきますので、よろしくお願いい たします。

それでは、改めまして令和5年度観光商工課 所管の予算編成について概要等を説明させてい ただきます。一般会計歳入歳出予算は、令和5 年度西和賀町予算書から一部抜粋した歳入歳出 明細書にて説明申し上げます。また、事業ごと の詳細につきましては、予算説明書にてご確認 をいただきます。

では初めに、一般会計についてです。まず、 歳出について説明いたしますが、関連する歳入 につきましては、その時々で併せて説明をさせ ていただきます。

令和5年度一般会計予算歳入歳出明細書3ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費、労働対策総務費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等各種負担金です。

勤労者生活安定事業の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、西和賀町予算説明書63ペ

ージ上段にその詳細がございます。

中小企業退職金共済事業の18節、退職金共済 事業助成金は説明書、同じページの下段に、ま た若年者ふるさと就職支援事業の18節、若年者 ふるさと就職支援補助金は説明書64ページ上段 に詳細を記載しております。

なお、歳入についてですが、明細書2ページにお戻りいただきまして、上段にあります22款諸収入、3項2目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入は、貸付金600万円に対し、年度末に精算し、同額の返金を受けるものです。

それでは、歳出に戻ります。続きまして、明細書3ページ下段の6款農林水産業費となります。2項4目林業者施設費は、令和2年度から当課において施設管理を行っている焼地台公園と旧ゆう林館の維持管理費となります。

4ページを御覧ください。12節委託料は、焼 地台公園の指定管理料やスポーツスライド点検 業務などの予算となっております。

なお、オロセの吊橋点検業務委託料は5年ご とに実施しており、その結果をもって必要な維 持計画を検討してまいります。

また、14節工事請負費は、旧ゆう林館について、地元地区との協議により今後集会所として活用することとなったため、集会所機能に不要な浴室等を改修するとともに、外部配湯施設に関して撤去を行おうとするものでございます。詳細は、説明書64ページ下段に記載しております。

なお、併せまして歳入についてですが、明細書1ページにお戻りいただきまして、上段にあります15款1項4目農林水産業費使用料の焼地台公園内施設使用料を見込んでおります。

それでは、明細書4ページにお戻りください。 7款商工費となります。1項1目商工総務費です。次のページをお開きいただき、5ページ上段の商工総務事務費では、18節負担金、補助及び交付金として、公益財団法人いわて産業振興センター負担金など4団体への負担金でござい ます。また、工場設置奨励金は、新たに町へ進出していただいた企業が取得した固定資産について、西和賀町工場及び観光宿泊施設設置奨励条例により、対象となる固定資産税分を最大3年間、奨励金として支援するもので、令和5年度が最終年度となっております。

続きまして、2目商工振興費ですが、ふるさと館管理運営費はほっとゆだ駅前商工会館、通称湯夢プラザでございますが、Wi-Fiに係る通信費と町所有分の管理委託料となります。17節備品購入費は、経年劣化の激しい湯夢プラザのスープレンジ、これガス代でございますけれども、それを更新するものです。

ふるさと館管理運営費は説明書65ページ上段に、中小企業融資事業は説明書65ページ下段に、明細書6ページの商工振興費臨時事業は説明書66ページ上段に詳細を記載しております。昨年度と同様に引き続き新たなビジネスチャレンジする方への支援として、新ビジネスチャレンジ事業、外国人実習生などを受け入れる企業への支援として外国人材受入企業等支援事業や、創業を目指す方への下支えとなる創業等支援事業を進めてまいります。

それでは、明細書6ページにお戻りいただきまして、北上地区勤労者福祉サービスセンター事業は説明書66ページ下段にございます。また、一昨年度実施した新型コロナウイルス緊急資金利子補給などにより負担することとした利子分について、西和賀町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から継続補給を行います。説明書は、67ページ上段にございます。併せてご確認をお願いします。

なお、関連しております歳入につきましては、明細書 1 ページ、15 款 1 項 5 目商工費使用料の ふるさと館施設使用料と、同ページ下段にあります20 款 1 項 1 目基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金から歳出と同額を繰り入れることとしております。

また、2ページ上段の22款3項4目商工費貸

付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元金収 入でありますが、これは貸与しておりました 1,000万円の戻入れ収入となります。

続きまして、3目観光費でございます。明細書6ページ下段からは観光事務費となります。 1節報酬は、観光商工推進協議会委員報酬、観光振興特命主幹の報酬となります。7ページ、10節需要費の印刷製本費は、観光パンフレットやリーフレットの増刷を行うものです。11節役務費の広告料は、新聞、雑誌等へ各種イベント等を掲載する予算となります。新たな事業といたしましては、18節負担金、補助及び交付金のサイクリングマップ作成負担金ですが、これは北上市、奥州市、金ケ崎町、西和賀町の4市町で取り組んでおります定住自立圏において、来年度製作することとなった広域サイクリングマップ作成のための負担金となります。

観光施設維持管理運営費でございます。10節 修繕料につきましては、沢内バーデンの給湯循 環ポンプを更新するもので、現在同施設の給湯 循環ポンプは予備ポンプを含め2台で運用して おり、うち1台が故障していることから、今後 不測の事態に備えようとするものです。12節委 託料は、各観光施設の指定管理料や委託料とな ります。また、温泉会館、旧穴ゆっこについて は、令和4年度に解体撤去に係る設計を終えて おり、令和5年度において建屋、外部機械室も 含めた解体撤去を行うこととしております。そ の工事監理業務を委託するものでございます。 13節使用料及び賃借料のプリセットカウンタ借 上料は、第2次観光振興計画による適正な観光 統計値を把握するため、実際の入り込み客数と の差異を計測したいことから、令和4年度に引 き続き予算措置するものでございます。14節工 事請負費は、先ほど委託料でも触れましたが、 旧穴ゆっこの解体撤去工事費と源泉ポンプ引上 げ工事費を提案しております。また、JRほっ とゆだ駅に附属している公衆トイレは、屋根、 外壁などの傷みが激しいことから改修を行うも

のです。17節備品購入費は、ガス漏れにより冷蔵機能が低下した道の駅錦秋湖の冷蔵ショーケースと経年劣化の激しいレストハウスゆのさわのゆで麺器を更新するものです。詳細につきましては、明細書67ページ下段に記載しておりますので、併せてご確認をお願いします。

ここで、関連しております歳入についてです。 明細書1ページ上段にあります15款1項5目商 工費使用料では、各施設の指定管理者等が行う 自主事業などに係る施設使用料収入や入浴料で ございます。

続いて、明細書8ページをお開きいただいて、 観光費臨時事業でございます。イベント関連の 事業費となっております。それぞれの開催実行 委員会や団体への補助金となっております。詳 細は、説明書68ページから69ページ上段に記載 されておりますので、ご確認をお願いします。

温泉開発事業費補助金については、令和3年度まで温泉掘削をメインとした補助制度でございましたが、公共温泉の今後のあり方基本方針において町内公共温泉施設の整理が進んだことから、その本来趣旨である民間温泉のさらなる活性化について、一定の条件により民間温泉源泉施設の改修費にも活用できるよう、令和4年度に補助要綱の改正を行っており、引き続き令和5年度においても予算を提案させていただいたところです。

関連の歳入についてですが、明細書1ページ の下段にあります20款2項1目他会計繰入金の 温泉事業特別会計から同額を繰り入れることと しております。

なお、特別会計では、同事業に係る予算はさらに温泉開発整備基金から繰り入れることとしております。

明細書9ページをお開きいただいて、観光協会助成事業の詳細についてです。内容につきましては、説明書69ページ下段にございます。協会事業では、第2次観光振興計画を強力に推進するため、新たに専門知識を有する職員を採用

し、旅行エージェントとの関わりを強化するとともに公共交通機関であるJR北上線を活用した旅行商品造成などに努めていただこうと考えております。観光振興計画推進の要の機関として、町と両輪となり、コロナ禍や国道107号の通行止めにより大幅に減少した観光客数の回復に努めてまいりたいと考えております。

続いて、自然環境保全事業は、説明書70ページ上段に記載しております。観光資源環境整備事業は、説明書同ページ下段にありますとおり、町内の登山道、散策道、園地など屋外観光施設の維持管理費となっており、川尻総合公園内のあやめ園や貯砂ダム管理、廻戸釣公園などの整備、管理を実施いたします。新たな事業といたしましては、かわまちづくり事業の無地内地区について、実施構想を策定するため業務を外部に委託し、関係機関等との協議を進めようとするものでございます。

なお、本事業には歳入として明細書1ページにあります16款3項3目商工費委託金、湯田ダム(川尻地区)除草作業等委託金として、国土交通省から受託を受け、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等を実施するものです。

明細書10ページにお戻りいただいて、観光振 興計画推進事業の12節委託料、顧客満足度調査 業務委託料は、第2次観光振興計画の目標値で ある顧客満足度の調査業務の一部を外部に委託 するものです。

また、観光コンサルティング業務委託料は、 令和4年度から進めている同計画の進捗を図る ため、情報収集分析業務と需要調査など業務を 委託しようとするものです。

さらに、おもてなし・接客向上業務委託料は、 来町者への満足度向上を図るため、町内観光連 絡事業者に訪問調査などを行い、得た町内事例 と優良な観光地との違いなどについて研修を行 おうとするものです。説明書は、71ページ上段 にございます。

明細書10ページ下段から11ページに関しまし

ては、地域おこし協力隊の招聘事業についての 予算となっております。観光商工課では、新た に2名の協力隊員の募集を行っております。詳 細は、説明書71ページ下段にも記載しておりま すが、町の魅力を様々な媒体を活用し、情報発 信を行っていただける方や、観光コンテンツ、 体験型観光についてですが、こういった事業 の方と連携をしながら、コンテンツやガイド期 の方と連携をしながらる方を迎え入れ、任期終 了後は観光協会などを含めた観光産業に従事 でいただくことや、情報クリエーター、体験 すいただくことや、情報クリエーター、体験するものです。現在のところ、残念ながら応募が ない状況でございますが、引き続き募集を行っ てまいりたいと考えております。

明細書11ページ下段の自然公園保護管理委託 事業の詳細は、説明書72ページ上段にございま す。関連する歳入につきましては、明細書1ペ ージ中段にあります17款3項3目、県支出金、 自然保護指導員設置委託金と自然公園保護管理 員委託金で、県から委託を受け実施しておりま す。

温泉事業は、明細書12ページに27節繰出金、 温泉事業特別会計繰出金を記載しております が、詳細は同会計にて改めて説明をさせていた だきます。

なお、温泉事業は説明書72ページ下段をご確 認ください。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の歳出概要の説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これより一般会計、5款労働費、6款農林水 産業費、7款商工費の質疑を一括して行います。 質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私から4点ほど質問させていただきたい と思います。

まず初めに、予算説明書で質問していきたい

と思いますが、64ページの上段の就職支援事業でありますが、これは継続的な事業で、令和5年度も実施するということでありますが、その内容というか、そういったものに変更はないかという確認の質問が1点であります。

その次に、67ページの下段、観光施設管理運営費でありますが、工事費としてほっとゆだ駅附属トイレ改修工事がありますが、その詳細についてと、旧穴ゆっこの解体工事をするようでありますが、解体後、その跡地利用については何か考えているのか、また地元からそういった要望は出ているのか、その点について。

その次に、次のページ、68ページの観光費臨時事業の中で、補助金の温泉開発事業費補助金2,000万円ということですが、その詳細について。

最後になりますが、その次のページ、70ページの下段、観光資源環境整備事業で、委託料ということで、かわまちづくりの無地内の実施構想策定業務委託ということでありますが、その詳細についてお伺いしたいと思います。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 それでは、ただいま質問にありました若年者ふるさと就職支援事業につきまして、変更点がないかということでお話しさせていただきます。令和4年度に対象年齢、国籍、あと交付金の変更を行いまして、令和5年につきましてもそこは同じような形で事業を進めていくことになっております。

以上です。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうで残りのご質 間についてお答えをさせていただきます。

まず、改めまして説明書の67ページ下段の観光施設管理運営費のほっとゆだ駅附属トイレ改修工事の内容についてということだと思います。現在見ていただければ分かると思うのですが、屋根と外壁が非常に悪くなっておりまして、傷んでおる状況でございます。本施設につきまし

ては、隣のほっとゆだ駅の外壁の屋根の改修が 既に終わっておりまして、さらに浴場に関して も整備、改めて改修をさせていただいたところ でございます。次は貸し切り風呂もやろうとい うことで、順次ほっとゆだ駅周辺のものにつき ましては、JR利用客、交流人口増のことも考 えまして、いらっしゃったお客さんに気持ちよ く使っていただきたいという思いから、整備、 改修を行っていこうという考え方を持っており まして、今回行いますのはその隣にあるトイレ の外壁と屋根をやろうとするものでございます。

それと併せまして、衛生設備としてトイレの 便座につきましては調子が悪いなんていうお話 もちょっと聞いておりますので、全ての便座に ついては手動で今まで開けるような便座でござ いましたけれども、コロナの問題もございまし たので、自動で開くような形の便座シートに替 えさせていただきたいというふうに思っていま す。さらに、小便器に関しましては、ちょっと 詰まりもあるようですので、併せて全てまとめ て改修をするという予定としております。

それから、次は旧穴ゆっこ、同じ説明書の部分でございますけれども、旧穴ゆっこの跡地の利用についてと、地域から要望が出ているかというお話でございます。地域からの要望というのは特にございませんで、跡地についても内容については検討したかったわけですけれども、現在集会所の問題などもありますので、まずは更地にさせていただこうというふうに思っています。詳細をお話ししますと、建屋と、あと駐車場部分にあります機械室が外にありますので、その部分も全て撤去するということと、あと源泉ポンプは引き上げるという予定でございます。

それから、68ページの温泉開発事業費補助金2,000万円でございます。これは令和4年度につきましては、当初予算で1,000万円を盛り込ませていただきまして、今回2,000万円になったということも、特にもそういったところでの理由だというふうに感じます。本制度につきま

しては、令和4年度の4月から、過去において は2分の1補助金として、温泉掘削をメインと した補助金、補助要綱でございました。これ修 繕関係にも使えるような形で要綱を改正させて いただいて、さらに3分の2まで出せるような 形にして、民間の温泉組合、もしくは温泉株式 会社等、民間の温泉の活力をしっかり頑張って いただいて誘客に励んでいただきたいなという ふうに思っているところでございまして、令和 5年度におきましては既に実施したいという団 体が2団体ございまして、そういった中で既に 1,000万円を超える要望が出る予定だというふ うに聞いておりますので、そういったことから 今回はまず2,000万円を置かせていただいた上 で執行させていただければなというふうに考え ているところです。

それから、最後になります。70ページ、観光 資源環境整備事業のかわまちづくり(無地内) 実施構想策定業務委託の中身についてでござい ます。かわまちづくり事業全体につきましては、 他課で総括をしているわけでございますが、町 内に4か所ポイントを置いておりまして、湯本、 上野々、天ケ瀬、それからこの無地内でござい ます。観光商工課におきましては、天ケ瀬と無 地内を進めることとしておりまして、実は順番 からいたしますと天ケ瀬を先にやる予定であっ たのですが、国道107号の災害の関連におきま して、同地区、同整備予定箇所がこれから数年 工事に入るというようなことを聞いておりまし たので、計画内で進めるためにはまず無地内を 進めたいというようなことで、ダムとの協議が 進んでおります。その中で、最終段階の中でや ろうとする計画の中では進んでおったわけです けれども、中身にいたしまして、その詳細につ いてはダム側の基盤整備と、あとカタクリ群生 地につきましては規模を増やしていこうという 構想の中で進んでおりました。

同地区、無地内地区に関しましては、町の過去からの課題として、国道107号の冬期間、杉

林によって日影になりまして、凍りつくような 道路でございました。さらに、杉林の先にはJ R北上線がすぐ走っているようなところでござ いまして、そういった総合的な計画に改めてバ ージョンアップさせたほうがいいだろうという ことを考えております。この計画を進めるに当 たりまして、ダムと町が現在かわまちづくりと いった計画の中で進んでおるわけですが、関係 機関として岩手県とJRも含めて検討する必要 がありましたので、かなり時間がかかるものだ ろうというふうに考えております。そういった 部分では、専門的な知識を持った方に入ってい ただきながら、協議をさせていただいて進めて いこうというふうに考えております。現在想定 しておりますのは、4月、5月ぐらいから何と か来年度予算編成前までに一つの方向性を出し たいということで、年3回程度の協議会、検討 会を進めていきたいというふうに思っています。 そういった中で、委託につきましては外部に業 務を委託したいというふうに考えておるところ でございます。

以上でございます。

## 委員長 淀川豊君。

10番 若年者ふるさと就職支援事業であります が、これはちょっと町長にお聞きしたいと思い ますが、産建のほうで商工会の工業部会さんと の意見交換会等も開催した折には大分地元、業 界の中でも利用されて、ありがたいなというよ うなお話をいただきました。

それと一方、地元で就職を募集しても、なか なか地元の若い人たちが地元業者を選んでいた だけないというような切実な悩みもお話しいた だきました。それというのは、やはり北上辺り でキオクシアさん、大手あたりの給与には地元 業者ではやっぱりなかなか差があって、太刀打 ちできないというようなお話もいただいており ます。そういった意味で、本当はすごくありが たい、そういった事業であるかと思いますが、 こういった事業は初めやったときはすばらしい 事業なのですが、社会の環境が変わると普通に なってしまうというか、スマホのアプリではな いですが、アップデート、アップデート、バー ジョンアップとしていくことがやはり必要では ないかなと思いますが、この事業だけではない と思うのですが、やはり行政の事業もそうあっ てほしいなというふうに思いますが、その点に ついて少し町長の考え方を伺いたいと思います。 それと、67ページの観光施設管理運営費につ

いては了解をいたしました。観光臨時費も理解 いたしました。

かわまちづくり事業でありますが、少し関係 団体との協議等で時間がかかるのではないかな というような課長からのお話もありましたが、 令和5年度実施構想を策定して、すぐ建設計画 等に行って着工したいという考えなのか、協議 で工程上の道筋をつくっておいてからの施工に なるということなのか。湯本の計画も進んでお りませんし、川尻の計画も進んでいない中、そ の辺の考え方はどういったことなのか。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

若者の地元企業への就職定着というお話でし た。今委員お話しのとおりだというふうに私も 思っておりますし、そういう形で進めたいと思 っております。こういう事業については、やは り需要者の企業側の方々とお話を随時いろんな チャンネルを通じてしながら、適切、なおかつ 質を高めていければいいなというふうに考えて おります。

この間も西和賀高校の卒業式に出席させてい ただいた折に、その時点での進路先の資料があ りましたけれども、今回は数人、地元のほうに 来ていただけるというような形があってよかっ たなというふうに思っております。探究の時間 等を通じて地域の学習をしていただいた中で、 問題意識を持って西和賀で頑張ろうという方も いらっしゃったようですので、そういうのと総 合しながら、かつ今のような裏打ちのある事業 の質を高めていきたいというふうに考えており ます。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 かわまちづくり事業、無地内地区 についてでございます。実施構想の中で具体的 なスケジュールは最終的な確定となるわけです が、町のほうで現在思い描いているイメージで ございます。まず、来年の令和6年度予算編成 前には何とか計画書を立て、次に重要なのが、 現在整備しようとしている箇所が民地でござい ますので、用地買収の動きがちょっとかかるだ ろうというふうにまた思っています。それが令 和6年度の事業になるものだというふうに考え ておりまして、最終的に用地買収がかなった場 合に令和7年度の実施工事をしようということ になります。実施設計が入りますから、実際6 年度に用地買収交渉が進めば、6年度中に実施 設計、もしできない場合でも7年度に実施設計 の上で、最終的には令和8年度までがかわまち づくり事業の終期になりますので、そこにはし っかり合わせていきたいなというふうに考えて おるところです。あくまで用地買収の絡みがご ざいますので、そこがクリアできればの話でご ざいます。

委員長 髙橋輝彦君。

6番 私は、説明書の66ページでございます。 上段の商工振興費臨時事業の中の外国人材受入 企業等支援事業費補助金、それからその下の創 業等支援事業費補助金なのですけれども、これ について令和4年度も同じ事業があったと思う のですけれども、令和4年度との違いがあるの かお聞きします。

委員長 為田課長代理。

観光商工課長代理 ただいまのご質問について、 私のほうから説明させていただきます。

まず、外国人材受入企業等支援事業について お答えいたします。こちらは、新たな外国人の 受入れによりまして、共生社会の実現と町内の 産業振興のために、町内事業者が多様な文化、 就業形態に対応するための環境整備に要する経費に対し、補助金を交付します。外国人材という方につきましては、住民基本台帳法に基づく外国人住民のうちで町内に住所を有する方、出入国管理及び難民認定法によりまして特定技能と技能実習に係る在留資格を持って在留する方を外国人材と言うのですけれども、その受入れをする企業さんに対しまして、外国人材の受入れ1名につき10万円を補助しようとするものでございます。昨年の9月に補正で計上させていただきまして、今回が2年目の事業となります。

(一昨年度の声)

観光商工課長代理 大変失礼いたしました。

令和3年9月に補正計上させていただきまして対応した事業でございますし、令和4年も引き続き行っておりまして、来年度も予算措置を行わせていただいております。

以上です。

(創業支援もだし、違いがありますかの声)

観光商工課長代理 外国人材受入れの関係につき ましては、今までの業を継続して行っているも のになります。

続きまして、創業等支援事業費補助金につきましてご説明を引き続きいたします。こちらは、令和4年度に本制度を実施しております。創業を事由とした補助制度はなかったことで制度を実施することにいたしました。

概要につきましては、地域の産業振興や活性 化を図るために、町内において新たに創業する 中小企業者が事業を開始する際に要する経費に 対し、補助金を交付するということになります。 こちらには条件がございまして、補助金の申請 年度内に創業する者、納税地が町内である者、 町税その他の責務を滞納していないこと、みな し大企業でないこと、西和賀町商工会の会員で あり、当該商工会の指導を受けた事業計画、ま たは金融機関において指導を受けた事業計画を 作成し、その進捗に関し、継続して経営指導を 受ける者ということになっております。補助対 象経費といたしましては、事業に必要な施設設備等の取得に要する経費となります。土地、建物につきましては、改修に要する経費、または事業所の賃貸借契約に係る初期費用、こちらは敷金とか礼金なのですけれども、それを見ます。補助額につきましては、補助対象経費から消費税を除いての3分の2以内の額で、上限は150万円となっております。

あと、産業競争力強化法に基づく創業支援計画によって実施する創業支援塾の修了生の方は4分の3ということになっております。上限は、いずれも150万円です。

以上で創業等支援事業費補助金の説明を終わらせていただきます。

委員長 髙橋輝彦君。

外国人材受入企業等支援事業ですけれど 6番 も、これは企業に対してのみでしたっけ、個人 にはなかったのでしたっけということと、あと 創業等支援事業費補助金なのですけれども、今 ご説明あったように要綱は申請年度内に創業す る者というふうなことがございます。これ、例 えばその年度内ということで、4年度の事業だ とすれば、令和5年の例えば3月とかに創業し た人なんていうのは、恐らくこの事業を令和4 年の事業として申請も多分できない、時間もな いというようなことになって、もらえないとい う事業になってしまうかと思います。だったら、 令和5年でもらえばいいのかといえば、令和4 年に創業というか、会社を立てたということで、 令和5年にも該当しないということは、どっち ももらえない、令和4年度も令和5年度ももら えないという事業になってしまいます。これだ と、経済の活性化とか地域のためにも何もなら ない事業になってしまうのですけれども、これ はほかの自治体の例を見ますと、創業は1年前 でも大丈夫だとか、そういう要綱になっている ようであります。西和賀町もそういうのに習っ てやるべきではないのかなと思っていますけれ ども、その辺いかがでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 2点についてお答えをしたいと思います。

まず、外国人材受入企業等支援事業費補助金について、これにつきましてはそもそもが外国人実習生、もしくは特定技能の方々の受入れに関して各企業が背負うべき経費がかなり莫大にかかるといった要望から、全ての事業者、業種で扱えるような形で補助金をつくったというのが当初のいきさつでございましたので、あくまで企業向けの補助金ということになります。

それから、創業支援のお話でございます。我 々、補助要綱を作成させていただいた折の考え 方でございますが、もう一歩で創業したい、で きるかどうか分からないと悩んでいる若い事業 主さんが非常に多い中で、その一歩を後押しで きるような形を支えるような形で、こういった 創業支援補助金を創設させていただいたわけで ございます。商工会や金融機関などにもお話を しておりますが、当然条件の中に商工会、もし くは地元金融機関等を含めた経営戦略、経営計 画の中で3年後に100万円の事業収入を得ると いう条件がございますので、そういった計画づ くりの中で3年後にもしっかりこの町内で企業、 事業者として残っていただくことを想定してお りまして、当然その段階には町にそういったお 話が来ている中で、我々も協力をしながら、起 業を目指していただきたいなという思いの補助 金でございます。ということですので、3月に なって急に起業したいという思いでやられる方 がどれぐらいあるのか、ちょっと不明ではあり ますけれども、そういったことは基本的には想 定はしていなかったということでございます。 当然できたばかりの制度でございますので、様 々な事例を基に改正することも可能でございま す。現在のところ、当然これから創業する方に 向けての事業という考え方でございましたので、 こういった部分につきましてはご理解をいただ きたいなというふうに考えているところでござ います。

#### 委員長 髙橋輝彦君。

6番 まだ、これ確定した事業というふうなことにはならないので、今課長が言われたように、これは改正しないと使えない人もいるということでありますので、ぜひ変更をされたほうがよろしいのだろう。

あと付け加えまして、先ほど創業塾というお話もありました。創業塾というのはいつでもやっているわけでなくて、それを受講していれば、受講していない方だと3分の2、受講している方だと4分の3というような条件もございます。これについても、やはりこれ創業した時期によっては受講できない人もいるわけですよね。この辺でも今の要綱のままだと、できるだけやっぱり満額で支援するような方法を考えていただかないと、せっかくのいい事業なのですから、そういう部分も考えて、先ほど言われたように要綱の変更、やはり創業1年前からでも申請できるように変更されたほうがよろしいのでないかと思いますけれども、もう一度その辺いかがですか。

## 委員長 観光商工課長。

観光商工課長 創業支援事業費補助金を立ち上げ たときの経緯は、改めてもう一つの事柄がある わけです。お話ししたいと思います。

町は、創業支援事業計画といったものを策定しておりまして、これは北上市と西和賀町、それから商工会議所、商工会、金融機関、それから研修機関も含めて各々で創業者を支援していこうという計画でございまして、改めてお話ししますと、経営者が新たな経営をしていこうとする場合に、いきなり法人登記、もしくは税務署等への登録をすれば、当然事業者としてのなる場合できますけれども、我々が望んでいますのは3年後にもしっかりこの場で企業として残っていただく、事業者としてやっていただけるようなすべを持った方々に対して補助金をという

誘導でございますので、塾でしっかり習っていただいて、経営のノウハウをしっかり学んでいただき、そして事業計画を立てて、収支もしっかりつくっていただいた上で起業していただきたいという思いの中での補助金でございます。そういった意味ですから、そういった部分はちょっとご理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

## 委員長 髙橋輝彦君。

6番 その趣旨は十分理解しているつもりであります。だから、塾を受講して、では申請ということになれば年度を越すわけです。その塾を受講した後に、では申請してくださいというようなお話であれば、次の年度に始めなければならなくなって、その年度のうちに申請とか事業完了とかということにはならなくなってしまうのです。お分かりでしょうか。だから、例えば令和4年の何月に受講セミナーがあるのだか分からないですけれども、セミナーを終えた後に始業した方は、次の年度にならないと創業セミナーは受けられないではないですか。そうしたら、4分の3の該当にはならないわけですよね。満額をお支払いしていただくような方法を考えてくださいと言っているのです。

### 委員長 観光商工課長。

観光商工課長 制度がそもそも同じ年度に申請を することと、最終的に起業していただくという 条件になっておりますので、決して3月に登録 をしようとする方が前年の4月に遡って申請し ていただいても何ら変わらない、今の制度はそ うなっておりますので、セミナーに関してはそ の年度に受けていただければ、それが補助要件、 補助割合が変わってくるということでござみして 度に申請をして登録しなくても、翌年度に申請 をして登録していただいても構わないわけでご ざいまして、あくまで現在の要綱のお話からで ざいまして、あくまで現在の要綱のお話からで 言えば、そういったことになるということはご 理解いただきたいと思います。 先ほども申しましたけれども、実例に基づき まして改正については検討はしていきたいとい うふうには考えておるというところでございま す。

委員長 ほかにはございませんですか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた します。

以上で観光商工課が所管する一般会計の審査 をひとまず終わりたいと思いますが、これにご 異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、議案第27号 令和5年度西和賀町温 泉事業特別会計予算について、観光商工課長か ら事業の説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、引き続きまして、令和 5年度観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入 歳出予算につきまして、概要を予算書にてご説 明申し上げます。

まずは、歳出について説明をいたします。温泉事業特別会計の7ページをお開きください。まずは、歳出について説明いたします。10節需用費の消耗品費は、砂ゆっこの砂風呂で使用される硅砂や源泉スケール防止剤などの購入経費となります。光熱水費は、各源泉施設の電気料です。修繕料は、温泉会館ほっとゆだの貸切り風呂の浴槽内タイルの剥がれなどが目立つようになってきたことから、これを改修することのほか、そのほかには緊急対応用の修繕費用でございます。

11節役務費は、温泉会館ほっとゆだに設置している公衆無線LANサービスの通信運搬費や10年ごとに実施の必要な公共温泉施設の温泉成分分析手数料と建物共済保険料となります。

12節委託料は、各公共温泉施設の指定管理料、委託料や設備保守管理委託料です。

13節使用料及び賃借料の土地借上料は、ほっ

とゆだ駅舎敷地料と下水道埋設管占用料となります。

14節工事請負費は、これは12月補正予算審議においても説明をさせていただいておりましたが、錦秋湖サービスエリアとの連絡橋上部に設置されている防風ドームの解体撤去工事を行うものです。施工については、夜間通行止めとなる秋田自動車道の本線改修工事の時期に合わせて行うこととしており、4月上旬からとなったおります。現在は、今議会定例会において報告を行った入札執行状況にもあったとおり、既に町内業者との契約を終え、細部についてネクスコ東日本との協議に入っております。令和5年度予算については、工期設定が令和4年度から令和5年度に及ぶため、継続費とさせていただいており、その5年度分を予算提案するものでございます。

続きまして、歳入についてです。6ページを 御覧ください。1款1項1目温泉使用料は、西 和賀町温泉条例による温泉使用料や各公共温泉 施設の入浴料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、温泉開発整備基金に係る利子を歳出で計上し、温泉開発整備基金積立金として同額を基金に繰り入れるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計か らの繰入金でございます。

3款2項1目基金繰入金は、温泉開発整備基金からの繰入金で、同額を歳出で計上し、一般会計に繰り出し、民間温泉の支援に充てるものです。

5款2項1目雑入のほっとゆだ共有施設JR 負担金は、JRとの合築施設であるほっとゆだ の町が一括管理している部分についてのJR負 担分となります。その他自動販売機等電気使用 料収入でございます。

以上が観光商工課温泉事業特別会計歳入歳出 の概要説明となります。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

ここで、4時までに本日の予定の審査が終わらない場合は、時間を延長し、終了するまで審査を続けます。

これより議案第27号 令和5年度西和賀町温 泉事業特別会計予算について質疑を行います。 質疑を許します。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた します。

以上で議案第27号 令和5年度西和賀町温泉 事業特別会計予算の審査をひとまず終わりたい と思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで本日の日程を終了いたします。

明日10日は午前9時半より健康福祉課から順 に、税務課、農業委員会、農業振興課、林業振 興課、さわうち病院の審査を行いますので、よ ろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労 さまでございました。

午後 3時59分 散 会